

事務局資料

2025年5月2日

イノベーション・環境局 研究開発課

目次

1.研究開発税制の概要

2.研究開発税制の適用実態と民間部門の研究開発投資の状況

3.研究開発税制を取り巻く最近の主な指摘・議論

4.研究開発税制の効果（EBPMに向けた現状整理）

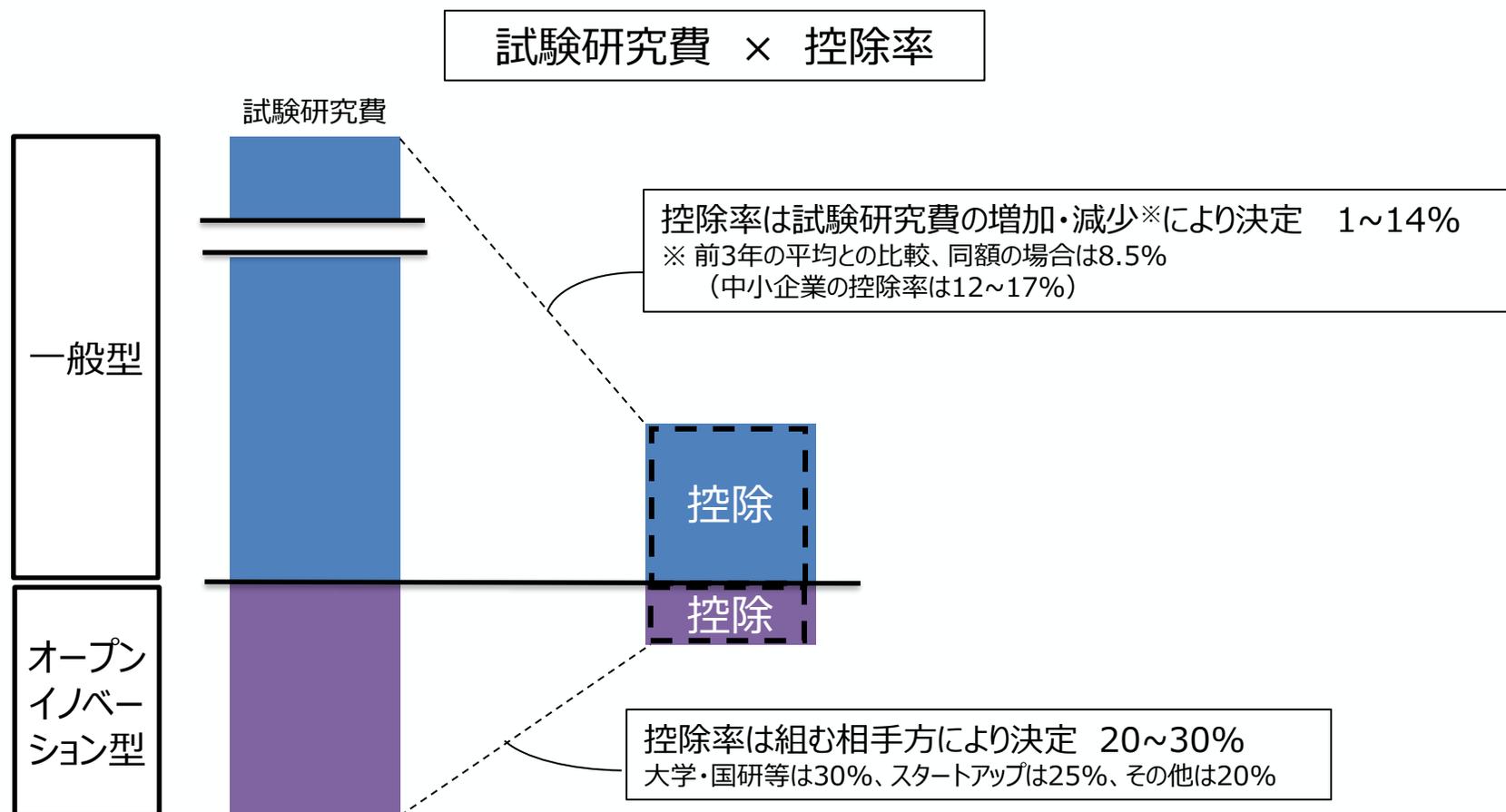
5.イノベーション政策を巡る現状と課題（イノベーション小委員会の中間取りまとめより整理）

6.イノベーション小委員会の中間取りまとめの記述と
本研究会の論点（案）

1. 研究開発税制の概要

- 研究開発税制は、試験研究費の一定割合を法人税額から控除できる制度。
- 大きく分けて、一般型、オープンイノベーション型の2つの制度が存在。
- 試験研究費のうち、法人税額から控除できる割合（控除率）と、法人税額のうち、控除できる上限（控除上限）については、一定の条件により変動※する仕組み。

※控除上限は、原則、法人税額の25%（試験研究費の増加・減少に応じた変動などにより最大で60%）。



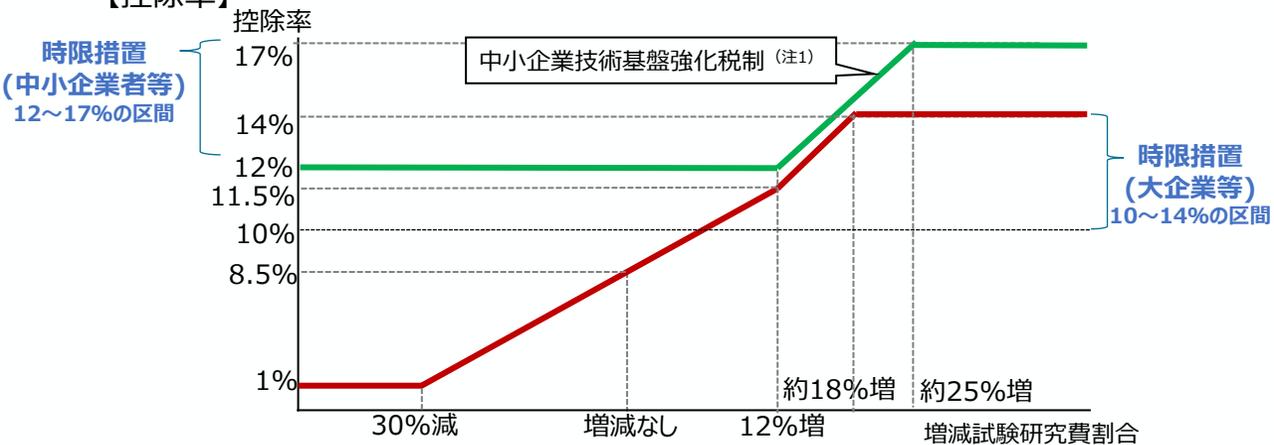
(参考) 研究開発税制の詳細

- 研究開発税制は、研究開発投資の維持・拡大や、オープンイノベーションの促進を目的に、研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除できる制度。
- 研究開発投資の全体額に適用可能な一般型 (注1) と、2者以上が関わる共同研究等において適用可能なオープンイノベーション型 (注2) が存在。

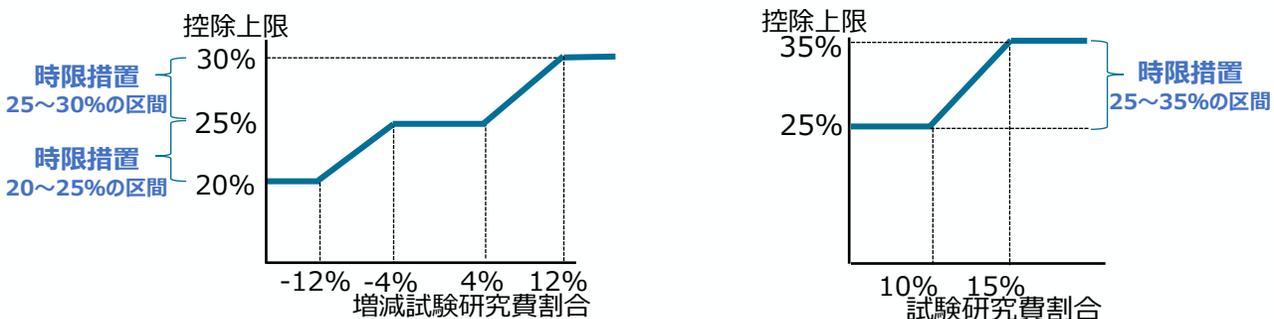
一般型

- 研究開発投資の促進のため、試験研究費につき、増減試験研究費 (注3) に応じて、控除率カーブに基づいた税額控除を行う (注4)。恒久措置と令和7年度末までの時限措置に分かれる。

【控除率】



【控除上限 (法人税額に対して控除可能な割合)】 (注5)



試験研究費割合が10%超の場合、控除上限の大きい措置を適用

オープンイノベーション型

- オープンイノベーションの促進のため、共同試験研究・委託試験研究等を実施した際に、特別試験研究費につき税額控除を行う。
- 以下の類型に応じ、一般型とは別枠で法人税額の10%まで税額控除が可能。

制度の類型	控除率
特別研究機関 (注6)、大学等との共同・委託試験研究	30%
スタートアップ等との共同・委託試験研究	25%
その他の民間企業等との共同・委託試験研究	20%
中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究	
技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究	
高度研究人材の活用に関する試験研究	
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究	

注1 資本金1億円以下等の中小企業は、一般型よりも高い控除率を措置している「中小企業技術基盤強化税制」が適用可能。

注2 オープンイノベーション型を適用した試験研究費の額については、「一般型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を適用することはできない。

注3 増額試験研究費の額 (試験研究費の額から比較試験研究費 (※) の額を減算した金額) の比較試験研究費の額に対する割合

※前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額

注4 試験研究費割合 (※) が10%超の場合の控除率

上乗せ適用前の控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算

※適用年及び前3年以内の事業年度における売上金額の平均に占める試験研究費の額の割合

注5 設立10年以内等の要件を満たすベンチャー企業においては、より高い控除上限が適用される

注6 特別研究機関とは、以下の①～④が該当

① 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関等

② 国立研究開発法人 (日本医療研究開発機構、量子科学技術研究開発機構等)

③ 福島国際研究教育機構

④ 国立健康危機管理研究機構

(参考) 研究開発税制の主な経緯・主要事項

1967年度：増額した試験研究費の一定割合を税額控除する仕組みとして創設

1993年度：特別税額控除制度の創設（国研との共同研究、特定分野を他分野より優遇する仕組みの導入）

2003年度：試験研究費の総額の一定割合を税額控除する仕組みの導入（抜本改正）。特別税額控除制度の拡充（大学・国研との委託研究を追加）。特定分野の研究開発の深掘りの廃止。繰越し制度（1年）の導入。

2015年度：特別税額控除制度の拡充（オープンイノベーション型）（控除率12%→最大30%、控除上限5%別枠化）。
繰越し制度（1年）の廃止。

2017年度：試験研究費の増減率に応じて控除率が変化する控除率カーブの導入（控除率6%～14%）。

2019年度：オープンイノベーション型の拡充（スタートアップとの共同研究の控除率20%→25%、オープンイノベーション型の控除上限5%→10%）。

2021年度：控除率カーブの改定（控除率2%～14%）、ソフトウェアの対象拡大。

2023年度：控除率カーブの改定（控除率1%～14%）、変動型控除上限制度の創設（原則25%。増減試験研究費の割合に応じて±5%or試験研究費割合に応じて最大10%上乗せ）。オープンイノベーション型の拡充（博士人材等活用の控除率20%創設）。

2024年度：控除率カーブの改定（控除率0%～14%、2026年度から2031年にかけて段階的に施行）。

※上記の他、経済対策の一環として、コロナ時等に一時的な控除上限の引き上げ等を実施

目次

1. 研究開発税制の概要

2. 研究開発税制の適用実態と民間部門の研究開発投資の状況

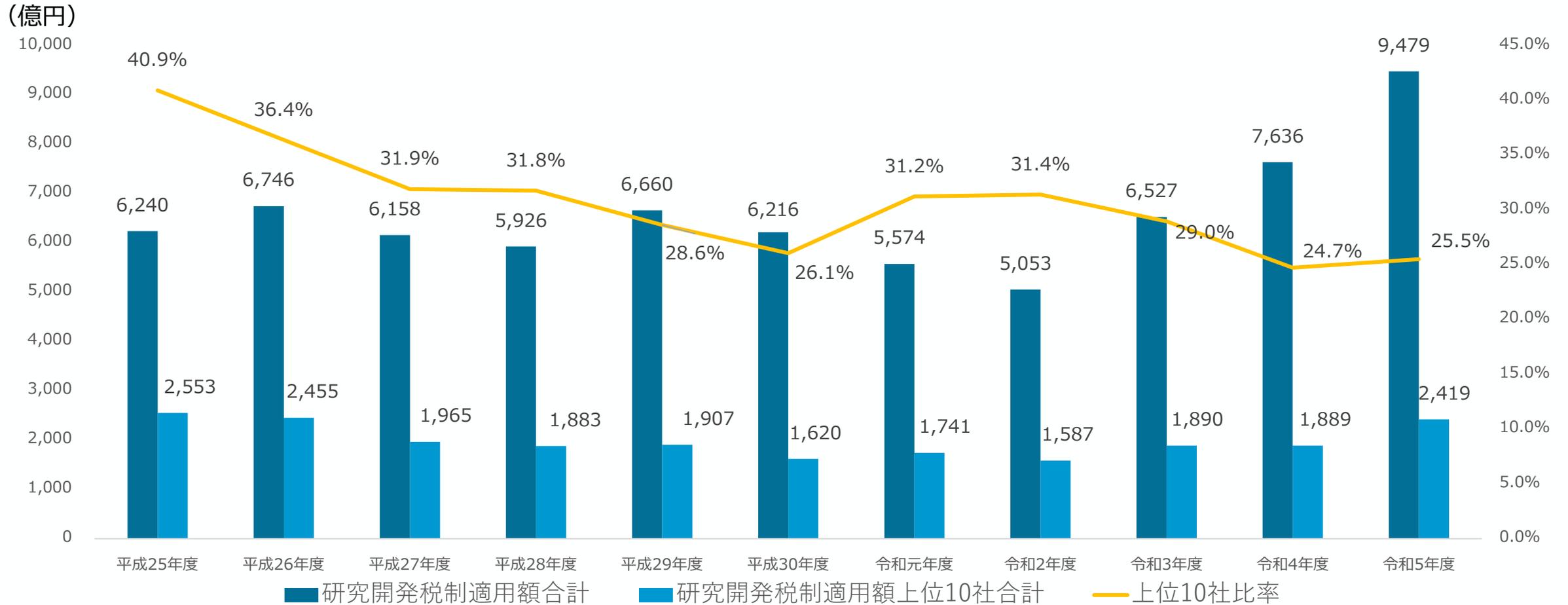
3. 研究開発税制を取り巻く最近の主な指摘・議論

4. 研究開発税制の効果（EBPMに向けた現状整理）

5. イノベーション政策を巡る現状と課題（イノベーション小委員会の中間取りまとめより整理）

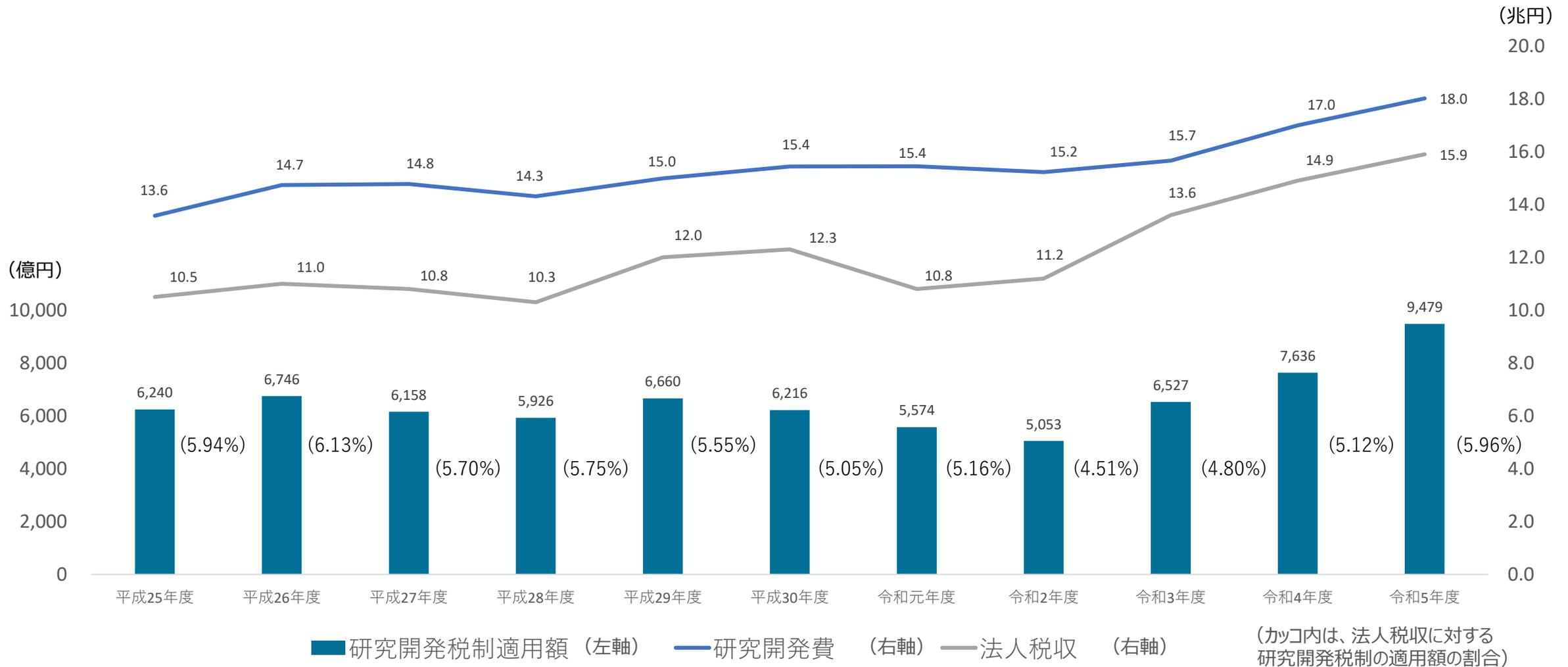
6. イノベーション小委員会の中間取りまとめの記述と
本研究会の論点（案）

2-1. 研究開発税制の適用額の推移（総額・上位10社）



(出典) 財務省「[租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書](#)」を基に、経産省が加工・作成
 ※令和4年度からグループ通算制度が開始され、適用額明細書は、通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。

2-2. 企業の研究開発費と研究開発税制の適用額の推移

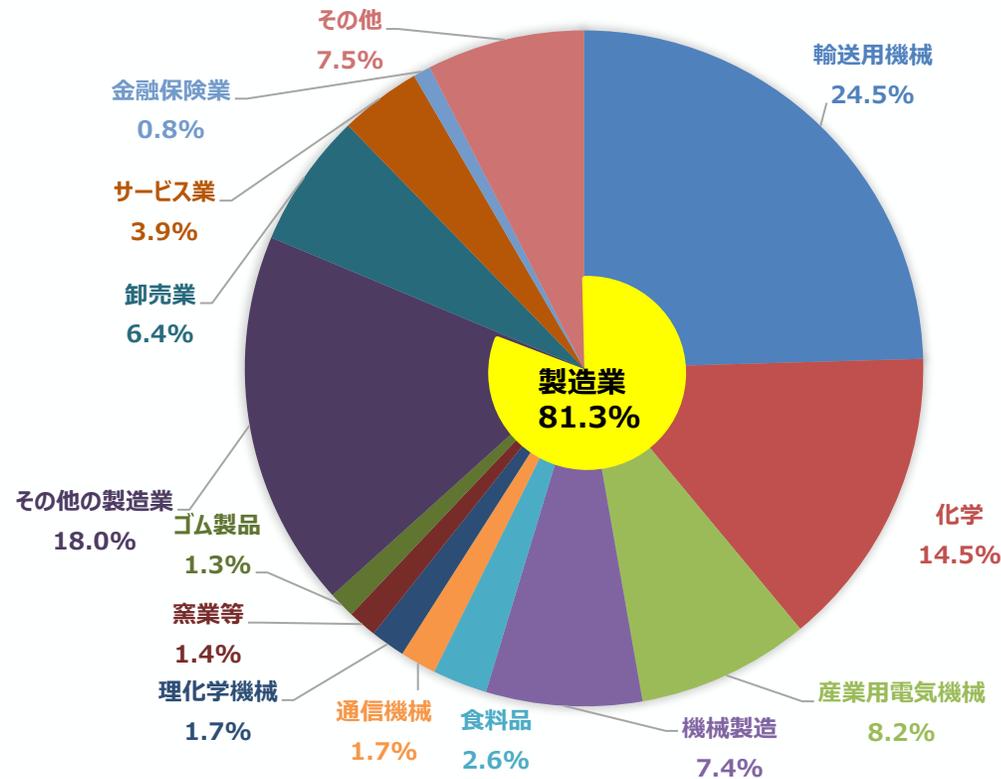


(出典) 総務省「科学技術研究調査」を基に、経済産業省が加工・作成 ※ 研究開発費は、自己負担研究費を使用
 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、経産省が加工・作成
 財務省「一般会計税収の推移」(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02) (令和7年5月2日時点)を基に、経産省が加工・作成

2-3. 研究開発税制の適用額の状況（令和5年度）

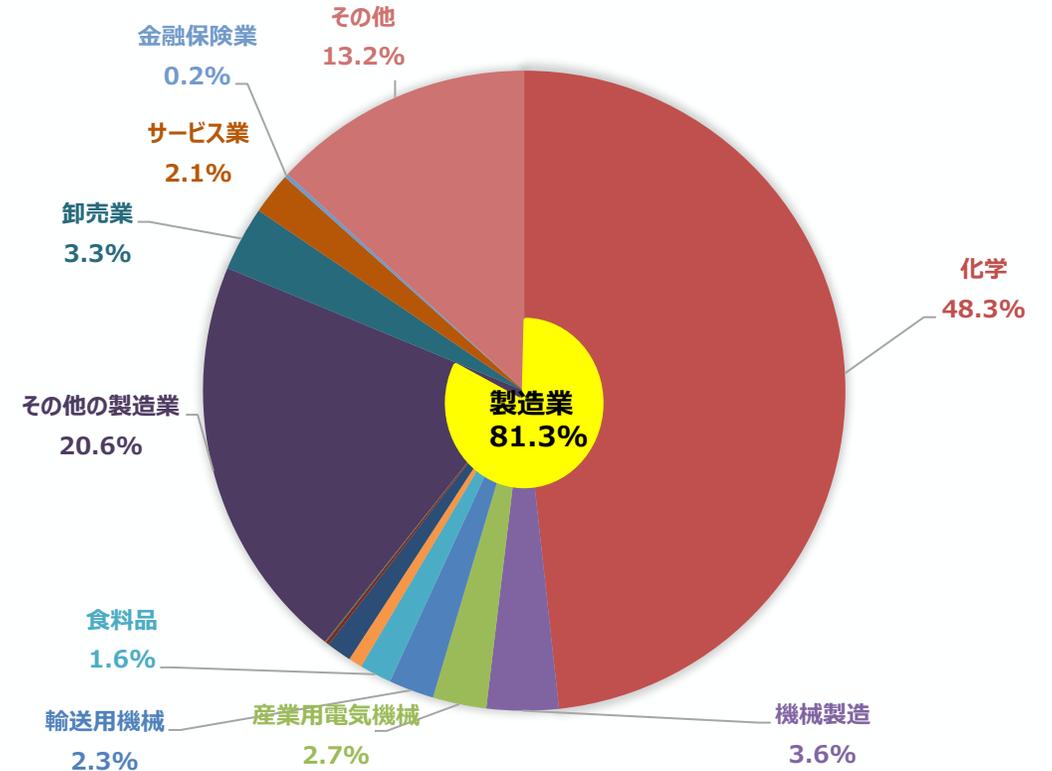
1. 一般型+中小企業技術基盤強化税制

適用額：約9,252億円（約97.6%）
（14,685件）※



2. オープンイノベーション型

適用額：約226億円（約2.4%）
（3,120件）※



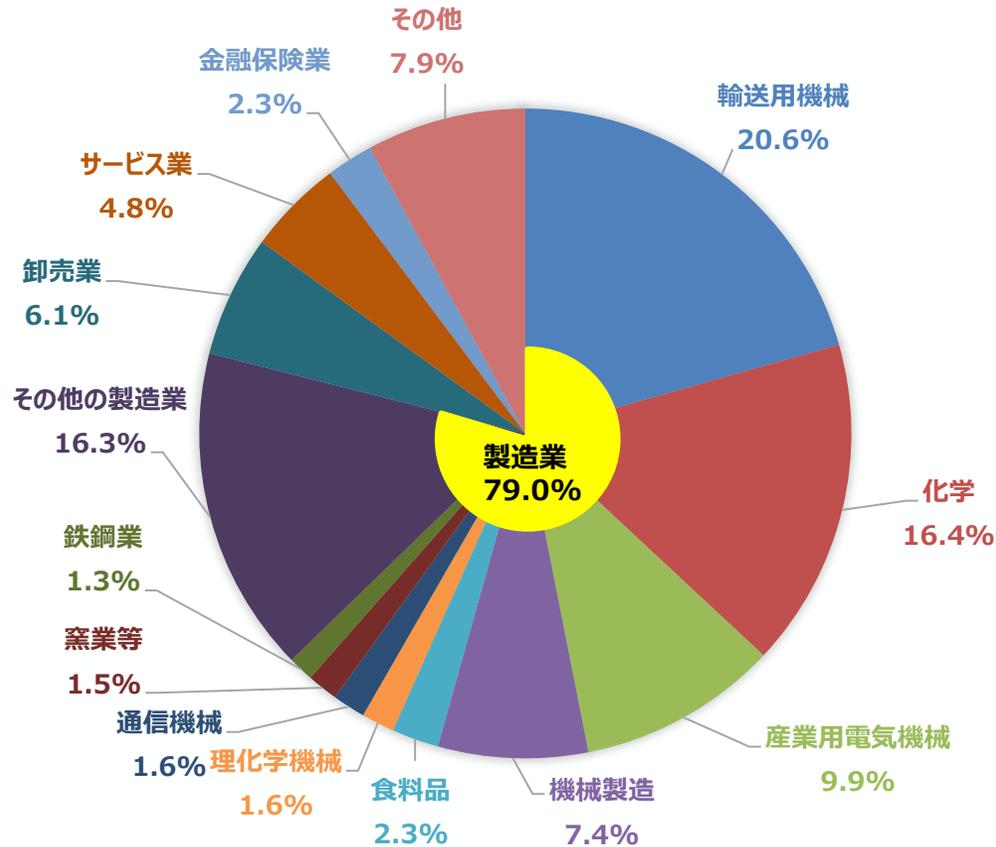
（出典）財務省「**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**」を基に、経産省が加工・作成

※令和3年度までの連結納税制度では、適用額明細書は親法人のみ提出していたが、令和4年度よりグループ通算制度が開始し、適用額明細書を通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。

2-4. 研究開発税制の適用額の状況（令和4年度）

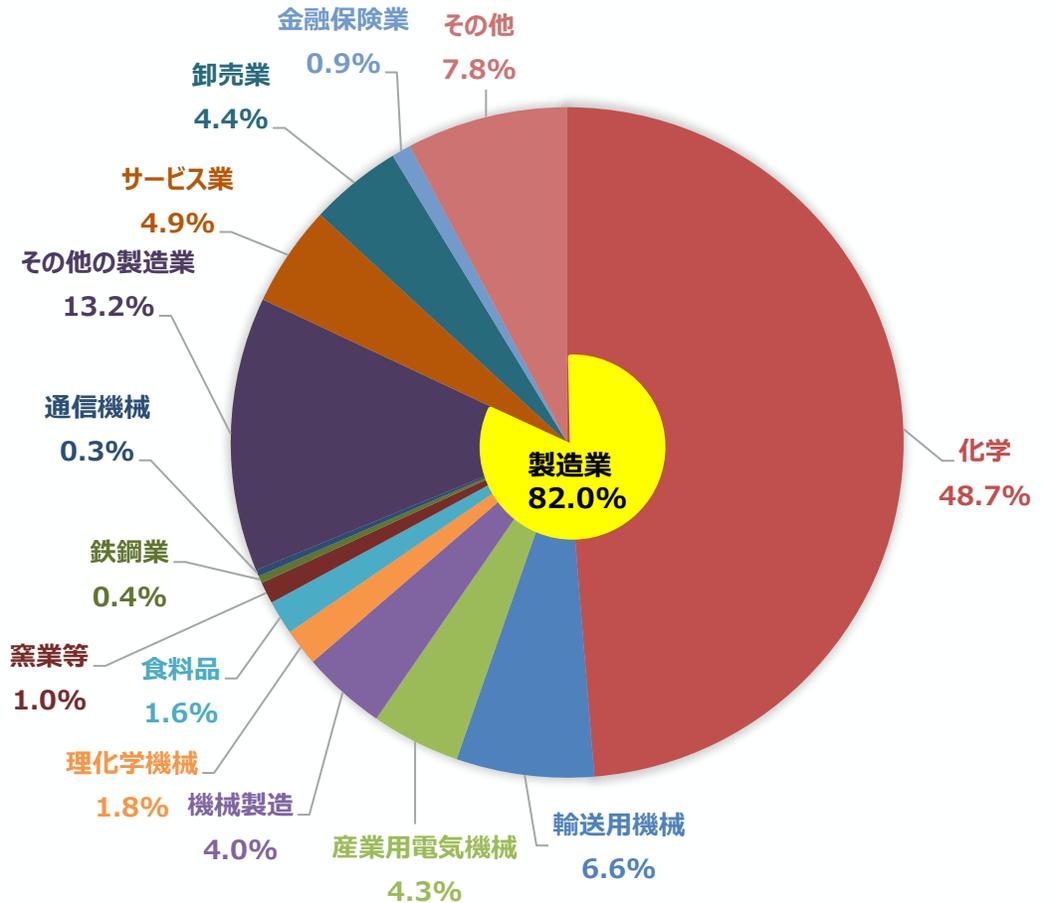
1. 一般型+中小企業技術基盤強化税制

適用額：約7,495億円（約98.2%）
（13,650件）※



2. オープンイノベーション型

適用額：約141億円（約1.8%）
（2,752件）※



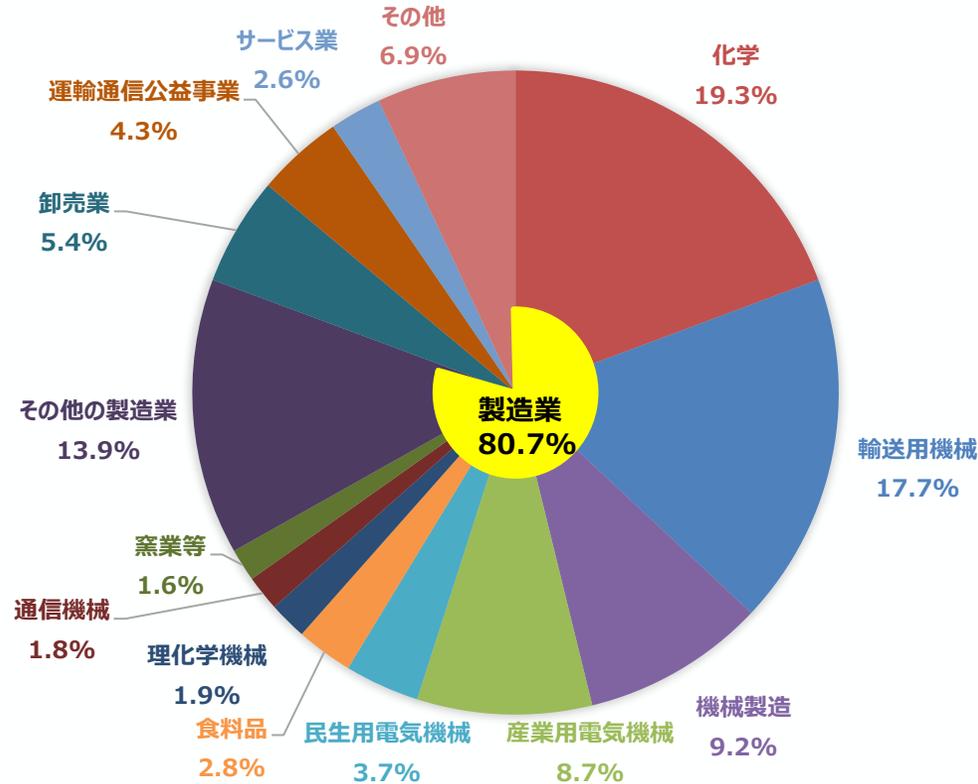
（出典）財務省「[租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書](#)」を基に、経産省が加工・作成

※令和3年度までの連結納税制度では、適用額明細書は親法人のみ提出していたが、令和4年度よりグループ通算制度が開始し、適用額明細書を通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。

2-5. 研究開発税制の適用額の状況（令和3年度）

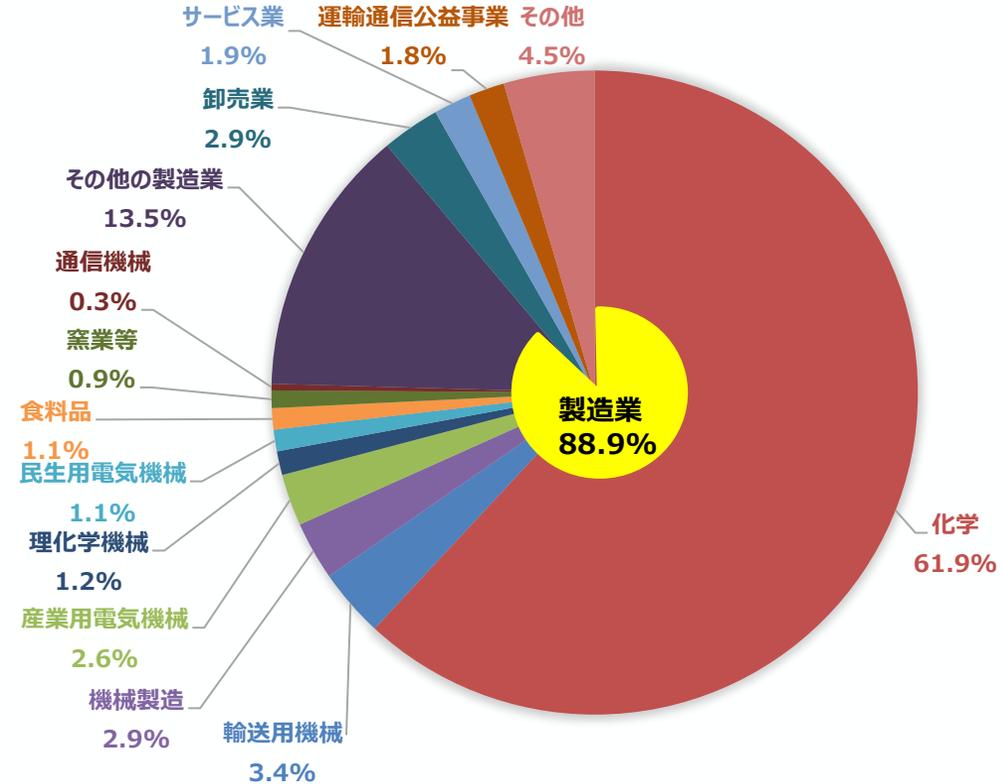
1. 一般型+中小企業技術基盤強化税制

適用額：約6,376億円（約97.7%）
（9,114件）※



2. オープンイノベーション型

適用額：約151億円（約2.3%）
（593件）※



（出典）財務省「**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**」を基に、経産省が加工・作成

※令和3年度までの連結納税制度では、適用額明細書は親法人のみ提出していたが、令和4年度よりグループ通算制度が開始し、適用額明細書を通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。

(参考) 国内民間研究開発投資額・社数と研究開発税制の適用額・件数 令和5年度

企業規模別

国内民間研究開発投資額・社数

	研究開発投資額	割合	社数	割合
大企業	約17.5兆円	約97.0%	6,429社	約36.3%
中小企業	約0.5兆円	約3.0%	11,295社	約63.7%
合計	約18.0兆円	-	17,724社	-

(出典) 総務省「**科学技術研究調査**」令和6年調査結果(令和5年度実績)を基に、経産省が加工・作成

※中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満の法人

研究開発税制適用額・件数

	適用額	割合	件数	割合
大企業	約8,672億円	約91.5%	5,313件	約29.8%
中小企業	約806億円	約8.5%	12,532件	約70.2%
合計	約9,479億円	-	17,845件	-

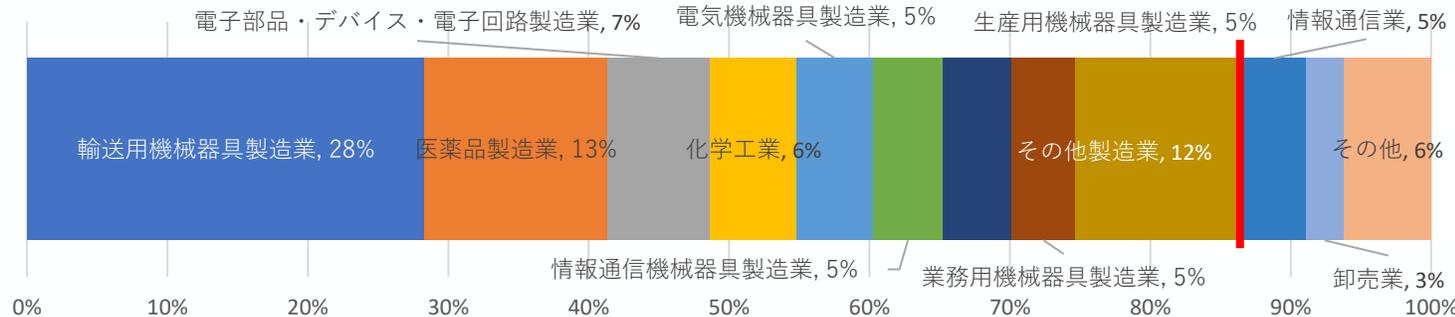
(出典) 財務省「**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**」を基に、経産省が加工・作成

※中小企業は資本金1億円以下の法人

※中小企業の占める割合の平成26年度から令和5までの10年間の平均は69.1% (66.9%~70.4%)

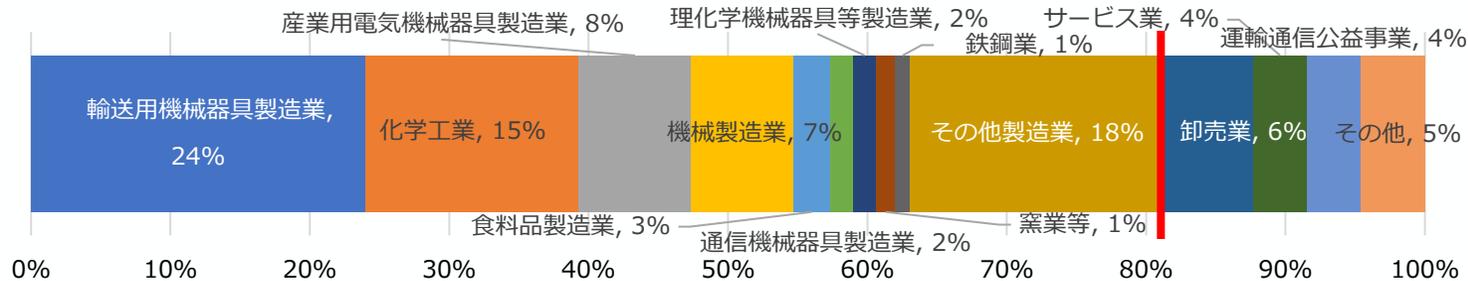
業種別

国内民間研究開発投資額 (製造業の割合：約86.6%)



(出典) 総務省「**科学技術研究調査**」令和6年調査結果(令和5年度実績)を基に、経産省が加工・作成

研究開発税制適用額 (製造業の割合：約81.3%)



(出典) 財務省「**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**」を基に、経産省が加工・作成

(参考) 業種別の研究開発費の状況 (令和5年度)

業種別の研究開発費 (研究開発費順)

	業 種	研究 開発費	増減研究費 開発費割合 (注)	全業種に占 める割合
1位	輸送用機械器具製造業	約5.1兆円	16.2%	28.3%
2位	医薬品製造業	約2.3兆円	18.5%	13.0%
3位	電子部品・デバイス・電子回路製造業	約1.3兆円	14.8%	7.3%
4位	化学工業	約1.1兆円	7.1%	6.2%
5位	電気機械器具製造業	約1.0兆円	10.5%	5.5%
6位	情報通信機械器具製造業	約0.9兆円	-16.2%	4.9%
7位	生産用機械器具製造業	約0.9兆円	39.0%	4.9%
8位	業務用機械器具製造業	約0.8兆円	-2.0%	4.5%
9位	情報通信業	約0.8兆円	12.1%	4.5%
10位	学術研究, 専門・技術サービス業	約0.7兆円	55.6%	4.0%
	全業種	約18.0兆円	12.6%	-

業種別の研究開発費 (研究開発費順) (資本金100億円以上)

	業 種	研究 開発費	増減研究費 開発費割合 (注)	全業種に占 める割合
1位	輸送用機械器具製造業	約4.8兆円	17.2%	36.0%
2位	医薬品製造業	約1.8兆円	19.2%	13.4%
3位	電気機械器具製造業	約0.8兆円	13.0%	5.9%
4位	電子部品・デバイス・電子回路製造業	約0.8兆円	6.0%	5.9%
5位	化学工業	約0.8兆円	12.3%	5.8%
6位	情報通信機械器具製造業	約0.6兆円	-22.2%	4.5%
7位	業務用機械器具製造業	約0.6兆円	-0.7%	4.3%
8位	生産用機械器具製造業	約0.5兆円	28.0%	4.0%
9位	情報通信業	約0.5兆円	16.4%	3.4%
10位	学術研究, 専門・技術サービス業	約0.3兆円	47.2%	2.3%
	全業種	約13.3兆円	11.5%	-

(出典) 総務省「科学技術研究調査」を基に、経産省が加工・作成

※ 増減試験研究費割合は、令和2年度～令和4年度の研究開発費の平均に対する令和5年度の研究開発費の増加割合を計算
 ※ 研究開発費は、自己負担研究費を使用

(参考) 業種別の売上高に対する研究開発費割合の状況 (令和5年度)

売上高に対する研究開発費割合

	業種	売上高に対する研究開発費割合 (注)
1位	医薬品製造業	15.7%
2位	業務用機械器具製造業	7.7%
3位	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7.2%
4位	情報通信機械器具製造業	7.0%
5位	輸送用機械器具製造業	6.3%
6位	生産用機械器具製造業	5.3%
7位	学術研究, 専門・技術サービス業	5.2%
8位	電気機械器具製造業	4.9%
9位	化学工業	4.1%
10位	ゴム製品製造業	3.8%
	金融業, 保険業を除く全産業	3.4%

売上高に対する研究開発費割合 (資本金100億円以上)

	業種	売上高に対する研究開発費割合 (注)
1位	医薬品製造業	23.1%
2位	業務用機械器具製造業	9.0%
3位	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7.9%
4位	輸送用機械器具製造業	7.4%
5位	情報通信機械器具製造業	7.2%
6位	生産用機械器具製造業	6.5%
7位	電気機械器具製造業	5.9%
8位	化学工業	5.8%
9位	その他の製造業	5.4%
10位	窯業・土石製品製造業	5.0%
	金融業, 保険業を除く全産業	4.1%

(出典) 総務省「**科学技術研究調査**」を基に、経産省が加工・作成

※ 研究開発費率 = (研究開発費) ÷ (研究開発を行っている企業の総売上高)

※ 研究開発費は、自己負担研究費を使用

(参考) 企業の共同研究先等の内訳

社外支出研究費（自己資金からの支出分）の内訳（親子会社間を除く）

	国内会社 (親子会社を除く)	海外会社 (親子会社を除く)	国・公営、独立行政法人等の研究機関等	国内大学	海外大学	国内その他（公営企業・公庫、民間非営利法人等）	海外その他（政府機関・民間非営利法人等）	合計 (親子会社を除く)	研究開発費 (総額)に占める割合
令和5年度	39.8%	51.4%	0.9%	3.4%	0.7%	3.3%	0.5%	約1.7兆円	9.5%
令和4年度	46.3%	45.0%	1.1%	3.8%	0.6%	2.5%	0.5%	約1.6兆円	9.3%
令和3年度	54.9%	33.7%	1.8%	4.5%	0.7%	3.6%	0.8%	約1.2兆円	7.7%
	主に特別試験研究費の「民間企業等」に該当		主に特別試験研究費の「国研等」に該当	主に特別試験研究費の「大学等」に該当	主に特別試験研究費の「民間企業等」に該当				

(出典) 総務省「科学技術研究調査」を基に、経産省が加工・作成 ※ 集計対象から親子会社間を除く

特別試験研究費（共同研究費等）の内訳

(研究開発税制・オープンイノベーション型のアンケートに基づき推計)

	民間企業等	国研等	大学等	その他
令和5年度	77.7%	12.1%	7.2%	3.1%
令和4年度	63.4%	18.2%	12.1%	6.3%
令和3年度	81.6%	9.9%	4.7%	3.8%

研究開発税制（オープンイノベーション型）

の適用額

	オープンイノベーション型
令和5年度	226億円
令和4年度	141億円
令和3年度	151億円

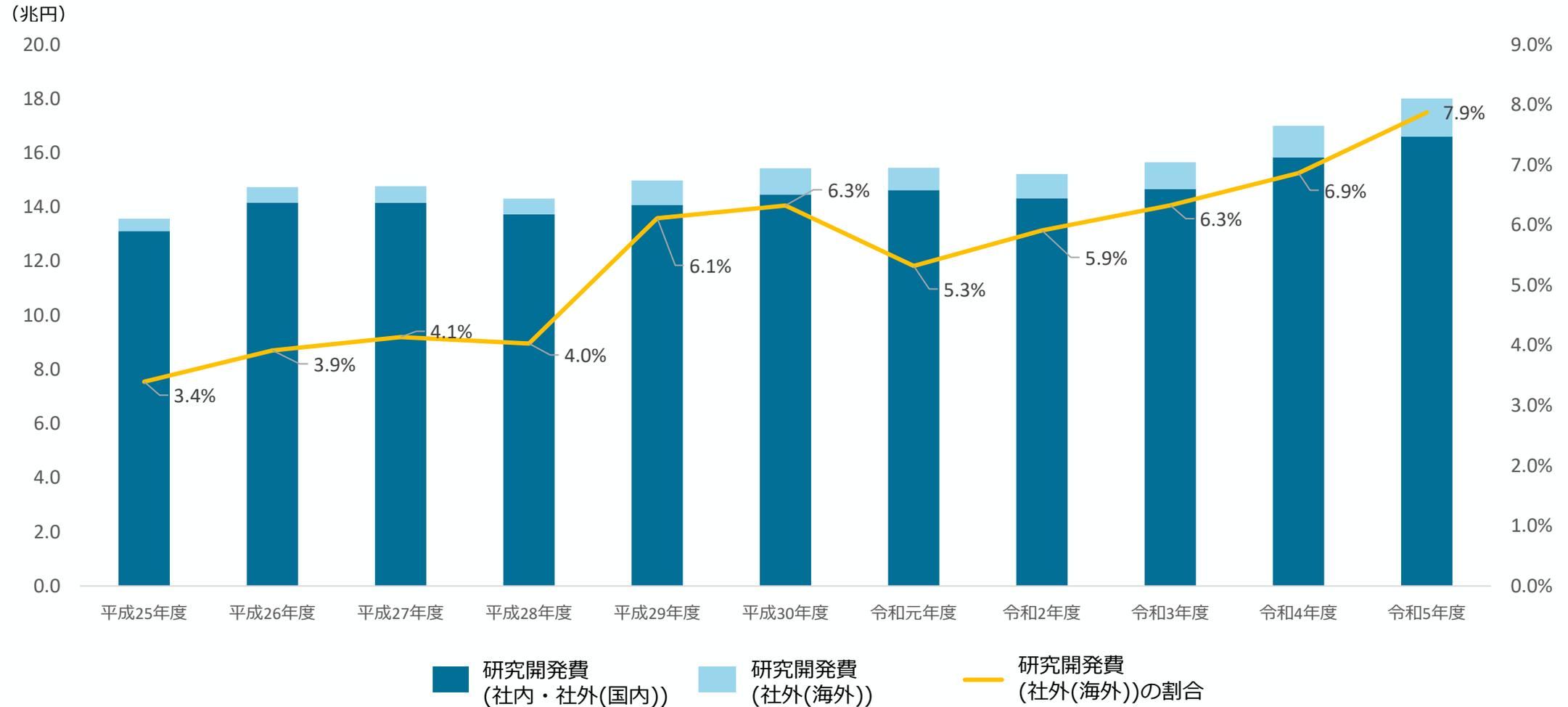
(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和5年度）を基に、経産省が加工・作成

上記のグラフの区分の研究開発税制オープンイノベーション型との関係は、
 「民間企業等」としては、「その他の民間企業等との共同・委託試験研究（控除率20%）」、
 「国研等」「大学等」としては、「特別研究機関、大学等との共同・委託試験研究（控除率30%）」、
 「技術研究組合」としては「技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究（控除率20%）」

(出典) 経産省「研究開発税制の利用実態等に関するアンケート」（令和6年調査）の回答結果を基に、経産省が加工・作成

※ 民間データベースを参考に、研究開発費を多く計上している大企業2,000社に依頼して得た300件程度の回答結果を基に作成
 ※ 経済産業省アンケートのカバー率は、一般型の適用額ベースで、実際の適用額に対して約2割弱。

(参考) 研究開発費に占める海外委託費等の比率推移

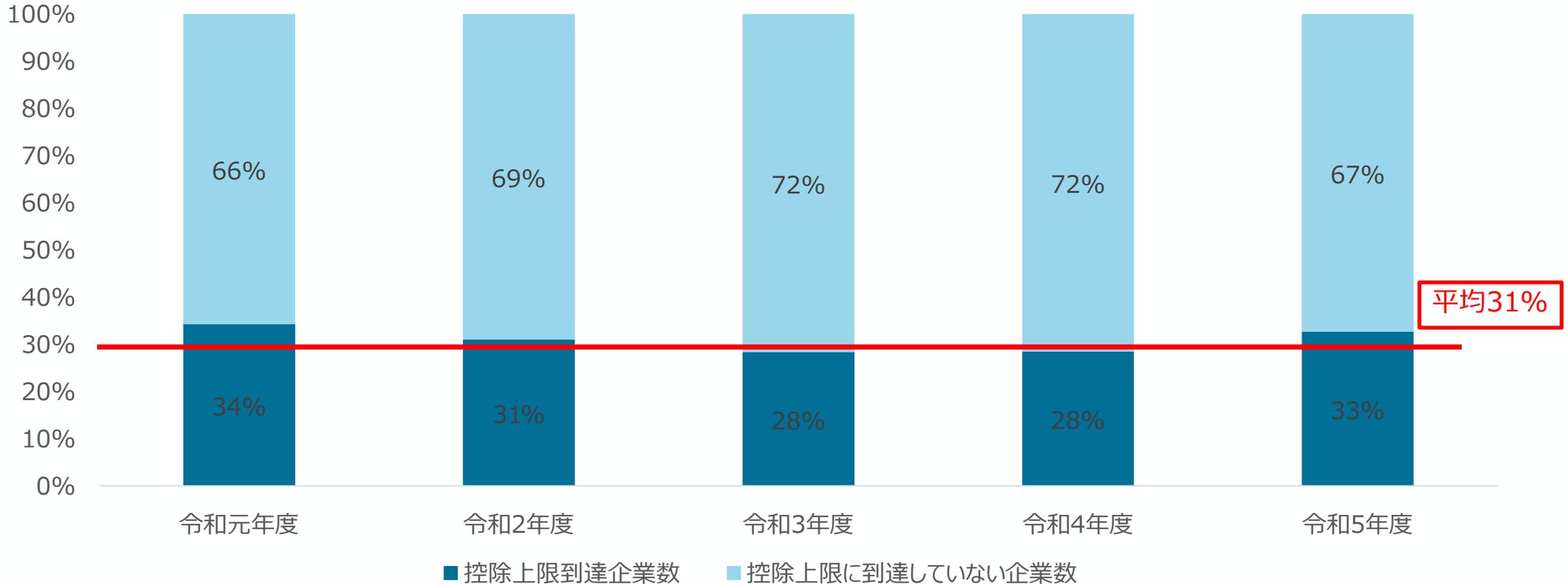


(出典) 総務省「**科学技術研究調査**」を基に、経産省が加工・作成

※ 研究開発費は、自己負担研究費を使用

(参考) 控除上限の到達企業の割合 (サンプル調査の結果)

控除上限到達企業の割合 (過去5年間推移)



(出典) 経産省「研究開発税制の利用実態等に関するアンケート」の回答結果を基に、経産省が加工・作成

※毎年、民間データベースを参考に、研究開発費を多く計上している大企業2,000社程度に依頼して得た100~400件程度の回答結果を基に作成

目次

1. 研究開発税制の概要
2. 研究開発税制の適用実態と民間部門の研究開発投資の状況
- 3. 研究開発税制を取り巻く最近の主な指摘・議論**
4. 研究開発税制の効果（EBPMに向けた現状整理）
5. イノベーション政策を巡る現状と課題（イノベーション小委員会の中間取りまとめより整理）
6. イノベーション小委員会の中間取りまとめの記述と
本研究会の論点（案）

3-1. 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題」（令和5年6月30日）（抄）

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

I. 租税の役割と基本的考え方

4. 租税制度の基本原則

（租税原則と租税特別措置等）

こうした租税原則の例外措置として、経済政策、社会政策その他の政策的理由に基づき、租税特別措置等が設けられています。

租税特別措置等は、基本的には「公平・中立・簡素」という租税原則に反しますが、特定の政策目的の実現を目指して、例外的に特定の者の税負担を軽減するものです。政策手段として税制を用いることが妥当なのか、本当に目的に適う効果的かつ効率的なものであるのか、目的が達成されれば、あるいは効果（アウトカム）が現れなければ、速やかに廃止されているかといった観点から不断の点検を行うことを制度の中に組み込む（ビルトインする）必要があります。その際、E B P M（Evidence-based Policy Making; 証拠に基づく政策立案）の考えに基づき、客観的なデータに基づく分析・検証が求められます。

III. 経済社会の構造変化

10. 経済社会の構造変化への対応

（経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築）

法人課税については、企業活動が我が国経済において大きな比重を占める中で、個人所得課税、消費課税とともに基幹税として、政府の安定的な財源としての役割を果たすことが求められています。これまで「成長志向の法人税改革」等、社会情勢にあわせた対応を行ってきましたが、期待された成果につながるものであったのか、今後、客観的・実証的な検証が求められます。なお、法人実効税率の国際的な引下げ競争は、世界的な最低税率導入の合意を受けて、一定の歯止めがかかったものとなっています。また、公平・中立といった租税原則の例外である租税特別措置等については、その必要性・有効性について、E B P Mの観点も踏まえた不断の効果検証を行い、真に必要なものに限定する必要があります。

3-1. 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題」（令和5年6月30日）（抄）

第2部 個別税目の現状と課題

IV. 法人課税

1. 法人税

（4）法人税制における今後の課題

③ 租税特別措置

（租税特別措置を設けるに当たっての基本的考え方）

法人税の租税特別措置は、一般的に、特定の者の負担を軽減することで、特定の政策目的を達成することを目指し、講じられています。こうした政策税制は、租税の公平原則や中立原則の大きな例外となっています。例えば、減収額が最大である研究開発税制は、その恩恵を享受するのは全納税法人約109万社のうち1万社程度であり、業種別では適用額の80%が製造業（中でも輸送用機械、化学（製薬含む）、産業用電気機械）に集中し、サービス産業の適用は少なくなっています。

政策税制は、こうした租税原則の歪みを生じさせてなお、必要性や有効性があることが明確に認められるもののみ限定し、期限を区切って措置することが原則です。期限到来時には、必要性や有効性を検証の上、廃止を含めてゼロベースで見直す必要があります。

その際、企業の一つの目的が利益の最大化にあるとすれば、政策税制がなかったとしても利益をもたらす経済活動は自ずと行われるはずであり、そういったものを政策税制の対象とすることは、費用対効果の観点からは正当化されません。

また、政策税制の主な効果は投資コストを低減させることにありますが、投資の期待収益率は他のコストや産業の期待成長率に大きく影響されるため、税制による投資コストの低減のみで企業行動を変えることには限界があり、産業の構造的な課題を解決していくべきことにも留意が必要です。

こうしたことを踏まえ、今一度、租税原則の原点に立ち返り、その要否を含め、租税特別措置のあり方を検討する必要があります。

（租税特別措置の効果検証とそれに基づく見直し）

措置された租税特別措置に関しては、E B P Mによる適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、制度のあり方を不断に見直す必要があります。その際、当該措置が存在するために企業が特定の行動に踏み切ったと言える、いわゆる政策インセンティブ効果を従来にも増して厳格に立証する必要があり、政策インセンティブが機能していない措置については、廃止・縮減すべきです。このためには、検証のために必要なデータセットについて、政策税制の適用を受ける納税者の負担にも配慮しつつ充実を図る必要があります。

<参考> 租特透明化法に基づき、各租税特別措置について、適用件数、適用額、業種別の適用状況等が調査・公表されていますが、これ自体は統計情報に過ぎず、租税特別措置の効果や評価そのものを示すものではありません。したがって、税制改正要望に際し、各省において適用実態調査も活用して、有効性・必要性などの分析を行う政策評価が重要となりますが、総務省の点検結果によると、分析・説明の程度が不十分なものが点検後においても一定数みられる状況となっています。

3-2. 政府税制調査会「税制のEBPMに関する専門家会合」での指摘

第1回 税制のEBPMに関する専門家会合（令和6年6月28日）議事録（抜粋・一部追記）

○赤井座長（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

国会の附帯決議や政府税調の中期答申、与党税調の大綱においても度々指摘されていますとおり、租税特別措置は期限を区切って有効性を徹底的に検証すべきであります。特に、平年度1.3兆円もの減収をもたらすことになる賃上げ促進税制や7,000億円を超える規模になる研究開発税制については、インセンティブ効果に関する検証を継続的にやっていく必要があると思いますので、まず議論をしてみてもどうかと考えています。

○佐藤（主）特別委員（一橋大学大学院経済学研究科教授）

研究開発税制が特に中小企業の投資に与える影響というのはかなり企業の属性に応じるということで、借入れ制約と呼んでいますが、資金制約に直面しているところはやはり投資が増えるのです。そうでないところはあまり投資が増えないということになります。

○奥平委員（同志社大学大学院ビジネス研究科准教授）

研究開発税制はかなり規模も大きく、何かできないかということを考えていたのですが、私自身の中ではすぐに出てこない。イノベーションボックス税制も非常に面白いのですが、因果関係をここから識別しようと思ったときに知的財産のデータベースはございますので、件数も把握できるのですが、やはりコントロールの比較対象がない。こういったことというのはこれからはあり得るかと思うのです。ある程度の規模のある税制の効果をどうやって検証するのか。こうなったときにあり得る方法というのは、これから何らかのオプションを付す可能性が考えられます。何らかの要件を満たす企業に対して、さらに追加でほんの少しインセンティブを与えるということを考えてみる。それは政治のストーリーの中でも比較的進めやすいことではないかと思えます。

○國枝中央大学法学部教授（外部有識者）

EBPMの推進の態勢でございますが、これもやはりデータの制約の問題が大きいです。税務データについても個票レベルのデータがどうしても必要なわけですが、土居特別委員から御紹介があったような形で国税庁との共同研究（注）が今、行われていますが、残念ながら法人税申告書の別表一のみでの公開で、これだけだと租税特別措置の効果分析というのは難しいです。今後の御検討ということになるかもしれませんが、法人申告書の別表一以外のものについてのアクセスということも考えていただきたい。

（注）国税庁が実施している国税庁保有の行政記録情報（法人税では「法人税申告書 別表一」が対象）を利用した税務大学校職員との共同研究

3-3①. 研究開発税制に関する直近の国会審議の状況

- 「優遇税制の典型が研究開発減税です。研究開発の名目で減税された税金は23年度、9,000億円を超えています。対象となった企業が研究予算を減らしたにも関わらずです。まさに法人税負担を減らすだけの優遇税制です。（中略）一部の大企業を優遇する、不公平税制は廃止すべきではありませんか。」（令和7年2月14日 衆議院 本会議 共産党 堀川あきこ委員）
- 「研究費を増額しなくても、維持しただけでも、また減らしても減税されるよう仕組みなんですね、これ。かつては増やさなければ減税されなかった。しかし、これ、経団連から要求もあって変えられたんですよ。」「減税額の9割以上が大企業なんです。」「多額の内部留保を抱えるような大企業に研究開発減税というのはこれ見直した方がいいんじゃないですか。」（令和7年3月6日 参議院 予算委員会 共産党 小池晃委員）
- 「大企業ばかりが使っているこの研究開発減税を思い切って削減をし、中小企業の研究開発を集中的に支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。」（令和7年2月18日 衆議院 予算委員会 立憲民主党 井坂信彦委員）

3-3②. 研究開発税制に関する直近の国会審議の状況（続き）

- 「インフレ局面であります。そうすると、当然、企業も普通に仕事をやっても売上高も上がる、そして、それに比例して研究開発費も上がる。特に研究開発費は4割が人件費と言われておりますから、人件費が自然に上がれば、同じ人数で同じ研究をやっていたって、研究開発費が上がるわけであります。こういう**インフレ局面だと、何も変えなくても研究開発費は自然に増えて、そうすると、今の仕組みだと、去年よりも研究開発費は額では増えましたよ、だから増加率は上がりました**という、**より高い減税が適用**されてしまうんですが、この問題についてどう思いますでしょうか。」（令和7年2月7日 衆議院 予算委員会 立憲民主党 井坂信彦委員）
- 「経済は波がありますから、一番大事なものは、企業が売上げの中でどれだけの研究開発費をちゃんと確保してやってくれるか。景気が一旦悪くなったりしたときは、売上げは減っても、でも売上げの中で常に2割は研究開発に充てていきますよということが私は大事だというふうに思います。そういう意味では、**研究開発費の実額が去年より増えたか減ったかではなくて（中略）、売上高比の研究開発費の割合、これの増減でちゃんと税制を考え直すべき**ではないかという御提案であります、大臣の御所見を伺います。」（令和7年2月7日 衆議院 予算委員会 立憲民主党 井坂信彦委員）
- 「この八百二十億円、国から減税を受けた会社あるいは上位十社のこの会社は、研究開発費、増やしているんですか。」「**その企業が研究開発費を増やしたのか減らしたのかすら分からないという仕組み**であります。」（令和7年2月7日 衆議院 予算委員会 立憲民主党 井坂信彦委員）
- 「**ちょっとだけしか黒字がないとか、あるいは一時的に赤字という企業は、幾ら研究開発を頑張っても、増やしても一切メリットはないわけですよ。**」「補助金が、それはピンポイントで配ったら補助金はいろいろある種のゆがみ、選別も生みましますけれども、別に、控除と同じように何千億も使っていないんだったら、**研究開発をやった赤字企業に同じような補助金を出すという制度だって考えられます**」（令和7年2月7日 衆議院 予算委員会 立憲民主党 井坂信彦委員）

目次

1. 研究開発税制の概要
2. 研究開発税制の適用実態と民間部門の研究開発投資の状況
3. 研究開発税制を取り巻く最近の主な指摘・議論
- 4. 研究開発税制の効果（EBPMに向けた現状整理）**
5. イノベーション政策を巡る現状と課題（イノベーション小委員会の中間取りまとめより整理）
6. イノベーション小委員会の中間取りまとめの記述と
本研究会の論点（案）

4-1. 研究開発税制の効果検証に関する主な論文（国際）

- 国際的には、Hall, B. H. の、研究開発税制は企業の研究開発投資に対して**正の効果**があるとの論文が、研究開発税制の有効性に関する説明として長年にわたり引用されている。近年はNicholas Bloomらにより、既存の論文等の評価が行われ、**研究開発税制は企業の研究開発投資を促進する最も効果的な政策**と結論づけられた。
- また、OECDのレポートでも、研究開発税制について統計的に正の効果が確認できたとしている。

Hall (1993) のポイント

- ✓ 研究開発税制は研究開発投資に対して**正の効果**があるが、その効果が完全に現れるのに**数年を要する**。
- ✓ 研究開発税制は**短期的には年間20億ドルの研究開発投資を促進する代わりに、10億ドルの税収減**を引き起こしている。
※米国の上場企業約1000社を対象とするデータ(1980～1991年)を用いて、1980年代の研究開発税制が企業のR&D支出に与える影響はどの程度か計量的に分析。
※1981年の米国の研究開発費総額は約728億ドル、円換算で約17兆円。（科学技術指標指標）

Nicholas Bloom, John Van Reenen, and Heidi Williams (2019) のポイント

- ✓ 研究開発税制は、企業の研究開発投資を促進する他の政策と比較しても、検証した論文等の効果検証の質やコンセンサスの高さ等を加味しても、**最も効果が高いと評価**している。
※この論文は、他の論文等から得られた知見を基に、政府のイノベーション政策の効果を評価し、政策立案者向けの施策例として整理している。

OECD microBeRD (2023) のポイント

- ✓ 研究開発税制が企業の研究開発投資に与える効果の大きさは、企業規模や業種によって異なるが、**日本を含むすべての国のデータを集約して1つのデータセットとして分析した結果、統計的に正の有意な効果が確認できた**。他にも、**日本では特許取得や売上に対してプラスの影響**が確認されている。
- ✓ 一方で、研究開発税制が、特許取得や売上等のイノベーションの成果に与える影響を正確に評価するには、**企業単位のデータが十分ではない**とする。
※研究開発税制がイノベーションや経済に与える影響を評価するために、OECD加盟国の統計等のデータを用いて分析を実施。

4-2. 研究開発税制の効果検証に関する主な論文（国内）

- 日本の研究開発税制に関する主な検証として、笠原,下津,鈴木(2014)が、2003年税制改正による総額型の導入による変化を利用して効果を推定し、**研究開発投資に対して正の効果**をもたらしたとしている。
- 池内(2022)は、2015年度の**オープンイノベーション型の拡充が、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与**し、また、**繰越控除制度の廃止が研究開発投資の減少に寄与**したことで、効果を相殺したとしている。

笠原,下津,鈴木（2014）のポイント

- ✓ 2003年度に**総額型が導入されなかった場合**、2003年度の**日本全体の研究開発費総額は3.0～3.4%低下**（注1）していた。
- ✓ 仮に**税額控除額の上限**（注2）が**設定されなかった場合**、2003年の**日本全体の研究開発費総額は3.1～3.9%増加**（注1）していた。
- ✓ 2003年の税額控除率に対する研究開発投資の弾性値は1.15（90%信頼区間）となった。
 - ※ 税額控除率の変化を利用して、2000年から2003年の企業活動基本調査のデータを用いてモデルを構築し、税制の効果を分析
 - ※ 2003年の研究開発税制の適用額は4,236億円（国税庁会社標本調査）
 - （注1） 2003年の国内研究開発費総額は約16.8兆円（科学技術研究調査）であり、その3.0～3.4%は約5,000億円～約5,700億円、3.1～3.9%は約5,200億円～約6,600億円。
 - （注2） 2003年の研究開発税制の控除上限は法人税額の20%。

池内（2022）のポイント

- ✓ 2015年度のオープンイノベーション型を拡充する制度変更（注3）により、外部支出研究開発費が平均で約14.4%増加し、**税収の減少分を上回った**（注4）。**産学共同出願特許の件数も約2.4%増加した**。
- ✓ **繰越控除制度の廃止は、研究開発費総額の減少をもたらした**。繰越控除制度の廃止によるマイナスの効果とオープンイノベーション型の拡充によるプラスの効果が打ち消し合った。
 - ※ 2015年度に実施された日本の研究開発税制の制度変更が研究開発投資の量と質に与えた効果について先行研究を参考に分析。
 - （注3） 控除率の引上げ（12%→最大30%）と、オープンイノベーションを一般型の控除上限とは別枠化し法人税額の5%の控除上限を設定する変更。
 - （注4） 1企業あたりに換算すると、外部支出研究開発投資の増加は82.4百万円、税収の低下は45.8百万円。

(参考) RIETIと連携した更なる効果検証の実施

- RIETIと協力し、EBPMの観点から、これまでに行われた研究開発税制の改正の効果検証に着手。
- 具体的には、企業の研究開発投資への平成29年度税制改正（控除率カーブの導入、増加型の廃止）の影響について、モデルを活用したシミュレーションを進めている。

EBPMの観点から研究開発税制の効果について研究調査を行います

2023年6月23日

▶ 経済産業

経済産業省はEBPMの観点から、研究開発税制が民間企業の研究開発投資の維持・拡大に貢献しているのかについて検証するため、公共政策分野のシンクタンクであるRIETIと協力し、これまでに行われた研究開発税制の改正の効果について研究調査を行います。

1. 概要

研究開発税制は、民間企業の研究開発投資を維持または拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期かつ革新的な研究開発等を促し、日本の成長力及び国際競争力を強化することを目的とする制度です。

研究開発税制は、法人税に対する税額控除措置として国内最大規模であるため、特に世間からの注目度が高く、真に企業の行動変容を促し、国内の研究開発投資を維持・拡大する効果があるのかについて、しっかりと検証し、必要な見直しを行っていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、この度、経済産業省では、合理的根拠に基づいた政策を選択していくEBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の観点から、RIETIと協力し、これまでに行われた税制改正のうち、特に影響度の大きいと思われるものについて、その政策効果の研究調査を行うこととします。

2. EBPMについて

EBPMとは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。

限られた予算及び資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

4-3. 総務省行政評価局による効果検証（令和5年度）

- 総務省行政評価局は、研究開発税制を含む租税特別措置について「今後、各府省が自ら効果検証を行う際の着眼点を示すことを目的」に、「分析の限界や、改善に向けたポイントを整理し（中略）、どのようなことに留意すればよいのか」を伝えることを目的に調査研究を実施（注1）。これにより、研究開発税制については、記述統計レベルでは様々な傾向を確認することができたものの、分析には限界があることが確認された。（注2）

租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する
報告書（個別）【概要】より抜粋
（令和6年3月 総務省行政評価局）

会社規模の分析
（P.56～62）

租特適用事業者は、非適用事業者と比較して、資本金・正社員数・売上高が大きく、大規模な企業が租特を適用している傾向を確認した。また、租特適用事業者は、非適用事業者と比較して、研究員数・研究費総額が多く、研究開発に重点を置く事業者が租特を適用する傾向を確認した

分析の限界点
（P.55）

本調査で使用した民研調査は、科学技術研究調査において、研究開発の実施を回答した資本金1億円以上の事業者を対象にしており、調査対象が大企業に限定されている点に留意が必要である

- なお、研究開発税制については定性分析も実施し、その結果概要としては、「研究開発に係る企業内部での意思決定過程において、措置がどのように機能しているのかを明らかにするため、主に製造業の大企業に対するヒアリングを実施し、措置が廃止された場合の影響（ヒアリング11社中7社が研究開発を縮小するなどの影響が生じると回答）等に関する示唆を得た。」としている。（ヒアリング調査結果はP.30に記載。）

（注1）租税特別措置等の効果検証手法の検討に関するポイント（令和6年3月）

（注2）租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）（令和6年3月）「租税特別措置等の効果検証手法の検討」として、5つの租税特別措置を対象に試行。

4-3. 総務省行政評価局による効果検証（ヒアリング調査結果まとめ）

- ヒアリング調査結果のまとめでは、研究開発税制が企業の研究開発投資の増加に間接的に機能している可能性があるが、本税制が企業の研究開発投資に与える因果メカニズムは十分に検証されておらず、効果検証を行うに当たっては直接的な因果メカニズムを前提に分析を行っても、実態に即した効果が把握できないことに留意が必要と指摘している。

1-3-1. ヒアリング調査結果のまとめ

- 研究開発税制の狙いは、「民間企業の研究開発リスクを国が一部負担することで、研究開発投資の維持・拡大を促す」※1等にある。
- つまり、研究開発税制は、企業の研究開発を増加させるインセンティブとして機能することが想定されていて、研究開発税制を適用することによって、研究開発投資が増加するという因果関係が見込まれている。
- 他方、各企業において「研究開発税制の適用」という要因から「研究開発投資の増加」という結果が出現するまでのメカニズム（因果メカニズム）がどのように作用しているのかについては、研究開発税制の効果を定量的に分析した学術分野の先行研究では十分に検証されていない。
- その理由として、この因果メカニズムは各企業の内部で行われる意思決定過程の中で作動しているものであり、企業の外部からは観測が困難であることが挙げられる。
- 本調査研究において把握できた限りでは、租税特別措置が研究開発投資の増加に直接的に機能しているとの裏付けはとれなかった一方、間接的に機能している可能性があるとの示唆が得られた。
- 以上を踏まえれば、研究開発税制の効果検証を行うに当たり、直接的な因果メカニズムを前提にした分析を行っても、実態に即した効果が把握できないということに留意する必要がある。

租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】
（令和6年3月 総務省行政評価局）

※1 経済産業省「研究開発税制の概要と令和5年度税制改正について」（https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/R5gaiyou2.pdf）には、研究開発税制の機能として①研究開発に対するリスクテイクの下支えのほか、②分野や主体に関わらない幅広い支援、③研究開発投資によるスピルオーバー効果、④国際的なイコールフットイング、⑤共同研究等の推進、⑥高度な研究人材の獲得が掲げられている。

4-3. 総務省行政評価局による効果検証（主なヒアリング結果）

1-2-3. 調査結果

租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する
報告書（個別）【概要】より抜粋
（令和6年3月 総務省行政評価局）

【主なヒアリング結果】

1. 研究開発テーマに与える影響

ヒアリングを実施した11企業からは、研究開発税制の存在が個別の研究開発テーマの選定に影響を与えている事例は確認できなかった。
一方で、研究開発税制の存在が研究開発方法に影響を及ぼしている事例が確認できた（1企業）。

2. 研究開発予算に与える影響

ヒアリングを実施した11企業のうち4企業（※）は、研究開発税制の適用による控除額も考慮して予算編成を行っている。
このうち3企業は、予算編成の際に当該予算年度に見込まれる控除額を推計している。

3. 再投資効果

ヒアリングを実施した11企業からは、研究開発税制の適用による控除額をさらなる研究開発投資の原資にしているとの事例は確認できなかった。

4. 研究開発税制が廃止された場合の影響

ヒアリングを実施した11企業のうち、5企業（化学工業（医薬品）2社、金属製品製造業1社、鉄鋼業1社、輸送用機械器具製造業1社）は、措置が廃止された場合、業績面に影響が生じるとしている。
また、ヒアリングを実施した11企業のうち、7企業（化学工業（医薬品）1社、化学工業（その他）2社、金属製品製造業1社、鉄鋼業1社、輸送用機械器具製造業2社）は、措置が廃止された場合、研究開発が縮小するなどの影響が生じるとしている。

(参考) 経産省による研究開発税制が企業の意思決定に与える影響 (定性分析)

- 企業の内部で行われる意思決定過程を明らかにすること等を目的として、企業のCTO等に対するヒアリングを通じて、研究開発税制の効果を定性的に分析。
- 予算編成への直接的な影響やキャッシュフローの改善等による間接的なインセンティブ、継続的な投資の下支え、新規事業に着手する後押しになっている等のポジティブな意見が多く占めるが、研究開発投資額を増加させる直接的なインセンティブになっていないとの意見もある。

<研究開発投資へのインセンティブ効果>

- ・ 研究開発税制の恩恵は大きい。税制の適用状況を含め役員等に報告している。事業戦略の中でも検討されている。
- ・ 研究開発税制の適用金額をまとめて幹部に説明している。本税制により営業キャッシュフローの改善に繋がっている。研究開発税制が研究投資額を増加するインセンティブになっている。
- ・ 研究開発税制の一般型を適用しており、それが前提となり研究開発投資をしている。研究開発投資の規模拡大には寄与していると思う。
- ・ 景気が悪化した際に縮小の抑制になる、税制が下支えになる機能は過去あったと思う。
- ・ 研究開発費がP/Lに計上される以上は業績の影響をどうしても受け、企業の研究開発部門は投資対効果を示すことが強く求められる現状がある。このような中で、研究開発税制は企業の研究開発投資マインドを後押しする非常に有効な施策であることは間違いない。企業が持続的なイノベーション活動を展開する上で、研究開発税制の長期的な維持と安定性の確保が必要。
- ・ 税控除があるから研究開発費を増やそうとはなっていないが、新規の事業に取り組むかどうかなど悩んだ際に、費用の面で背中を押してくれる制度として、ありがたいと思っている。
- ・ 研究費の内容は約半分が人件費。研究開発費を増やしたいし、特に博士人材を採用したいと思うが、人件費の要素が大きく増やすことにはためらいもあるため、研究開発税制はありがたい。
- ・ 税制にあわせて研究開発を行うような決定はしていない。元々会社としてやりたい、あるいはやるべき研究があった上で、制度があれば活用させてもらうということ。研究開発税制は研究開発投資の一助にはなっている。
- ・ 研究開発税制があるから研究開発投資を増やしているといった直接的なインセンティブ効果はない。他方で、特定の研究開発投資の採算性を評価する際、現在価値を計算する際に税負担軽減分を織り込むので、間接的にはインセンティブがある。

(参考) 経産省による研究開発税制が企業の意思決定に与える影響 (定性分析)

<控除上限>

- ・ 積み上げた研究開発費に対してどの程度の控除が受けられるかは見込んで予算策定しており、法人税額の上限25%まで税額控除を適用している。 社の研究開発計画に勘案しているということにおいて、研究開発税制のインセンティブ効果は受けていると考えている。
- ・ 控除上限に達しているため、予算編成の際に加味することは難しい。これ以上試験研究費を増やしてもインセンティブは足切りになってしまっているので、予算編成の際はその分を考慮して決定している現状がある。
- ・ 大変にありがたい制度ではあるが、近年は控除上限のキャップで制約されてしまっている。 控除率カーブは企業の研究投資の増加を促す仕組みであることは理解するが、大企業に厳しい適用要件となっている。
- ・ 控除上限が設定されており、また、繰越制度がないため、実際に税制が適用できるかどうかは最終的な損益状況に左右され、税制が適用できるかどうか不透明なため、自社としては予見可能性が低い。

<控除率カーブ>

- ・ 研究開発費は前年度の実績をもとに実質的な税負担率を見積もっているため、控除率カーブではなく一定の控除率など予見可能性のある制度である方が有り難い。
- ・ 社にとっては研究開発がすべて。うまくいくかそうでないかが、会社の将来を決めると考えている。業績にムラがある中で、中長期的な目線で成果が出てくる開発を考えると簡単に研究開発費を増やすのは難しい。研究開発は人件費の要素が大きく、固定費のため、決断しにくい。ある年に研究開発費に増加させると、翌年の控除率が鈍化することを会社のトップは気にしている。

<オープンイノベーション等>

- ・ 自社単独でサイエンスをやっていくのはなかなか難しくなってきたおり、大学とも連携が必須。大学にも得意不得意の領域があるので、内容によって大学を使い分けてサイエンスの研究を行っている。一般型も含め、研究開発投資の後押しになっている。
- ・ 海外ではなく、日本で研究開発規模を大きくすると、売上や収益の増大が期待できるという環境が必要。
- ・ 研究開発税制のインセンティブは研究開発投資を後押しする効果がある。今後も継続を希望。国家レベルでの投資競争になっており、1社単独での投資だけでは米中のトップランナーに追いつけなくなっている。目線としているのは売上高研究開発費比率9%台で、今後もこの水準を継続する予定。毎年、研究開発投資の約20%~30%を新規性の高い挑戦的な分野に投入している。
- ・ オープンイノベーション型は第三者による確認など相当程度複雑な手続が必要であるが、税額控除のメリットを勘案すると、できるだけ制度を利用して共同研究を実施した方が良いと判断される。共同研究の相手方は煩雑な事務手続を行う必要があるが、優遇措置は適用されず、事務コストだけがかかる。

(参考) 令和5年度改正時の研究開発税制等により達成しようとする目標

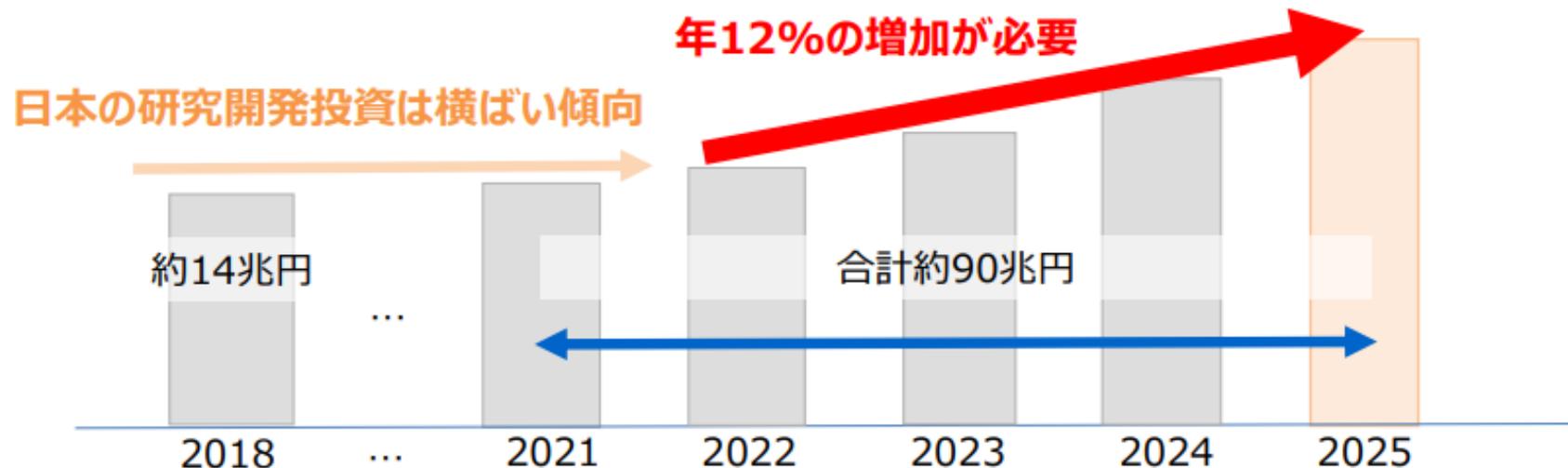
- 第6期科学技術・イノベーション基本計画では、2021年度から2025年度までの官民合わせた研究開発投資の総額を約120兆円とする目標を設定している。
- 研究開発税制では、この約120兆円の目標達成への貢献を目標に掲げ、この目標の達成に必要な民間部門での研究開発投資の増加率を年12%と見積もり、増減試験研究費が12%を超える場合に、よりインセンティブが大きくなる仕組みとしている。

第6期科学技術・イノベーション基本計画 (2021年3月 閣議決定)

次の5年間で約 30 兆円の政府研究開発投資を確保し、これを呼び水として官民合わせて約 120 兆円の研究開発投資を行っていく
→民間企業の研究開発投資の目標は約90兆円

研究開発税制の概要と令和5年度税制改正について
(経済産業省)

民間企業の研究開発費の目標



(参考) 令和5年度改正時の研究開発税制等により達成しようとする目標

第6期基本計画の進捗状況に対する見解

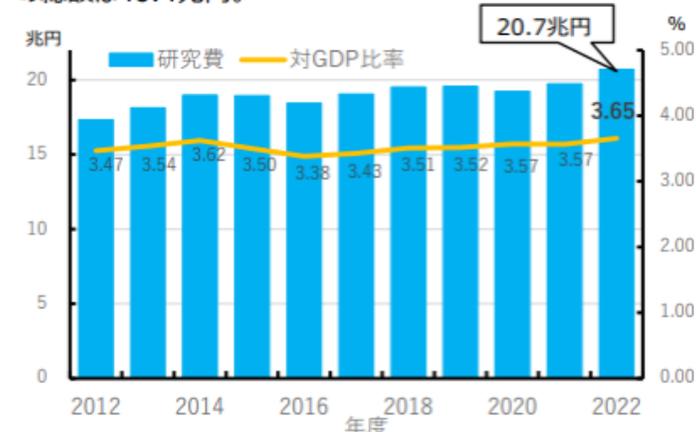
第1回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 資料4
(令和6年12月24日)

知と価値の創出のための資金循環の活性化

- 第6期基本計画期間中における「科学技術関係予算」は、目標（第6期基本計画中に約30兆円）を達成。
- 官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第6期基本計画中に約120兆円）と乖離。研究開発投資のうち7割を占める企業の研究費の伸びは、他の主要国と比べて小さい。
- 改めて、企業の研究開発投資を促進するための方策を検討してはどうか。

【主要指標】 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円

2022年度の研究開発投資額（20.7兆円）は前年度比4.9%増。2021年度より2022年度までの研究開発投資額の総額は40.4兆円。



(出典) 総務省「科学技術研究調査」を基に作成。

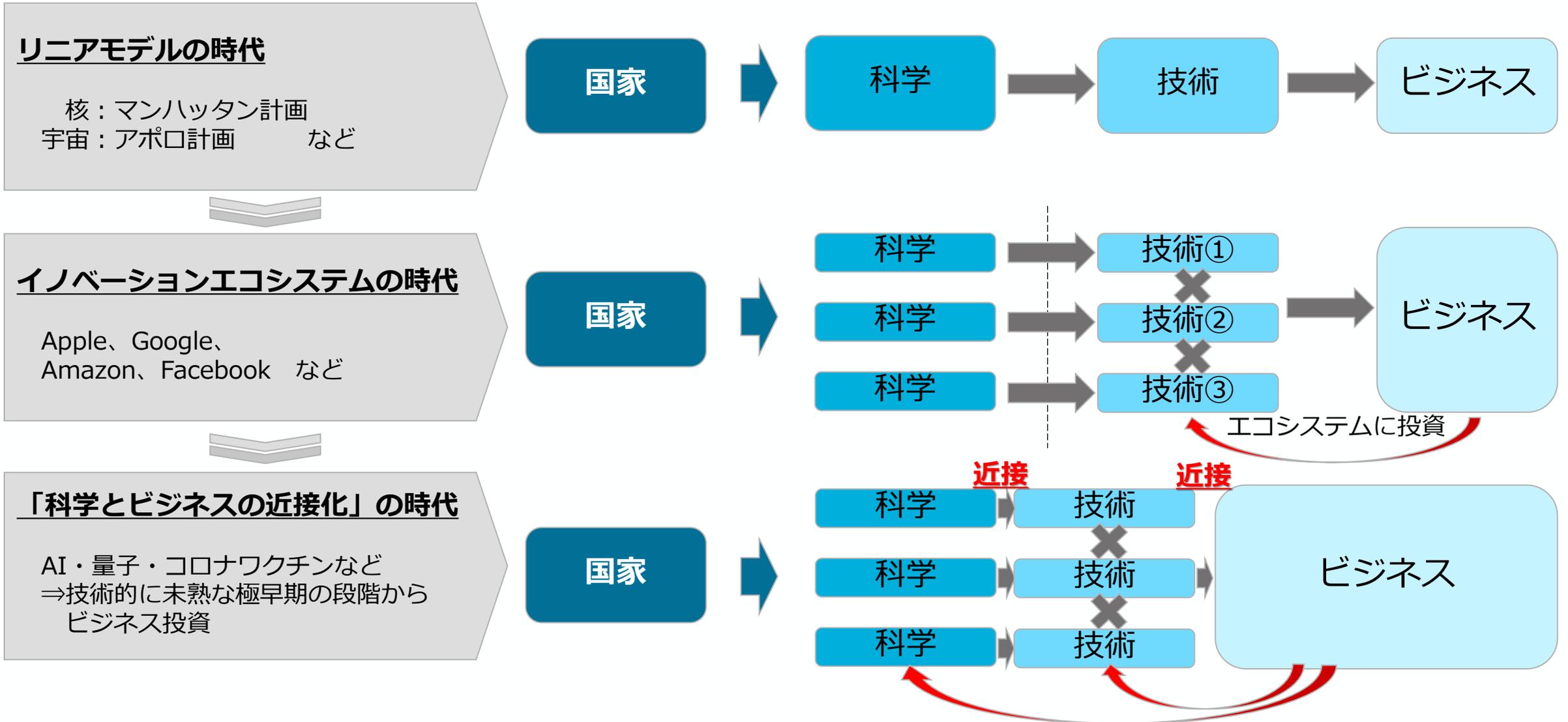
テーマ横断的な事項

- 第6期からロジックチャートや指標に基づく進捗把握・評価の実施が導入されたが、指標によっては、外形的な傾向の把握に留まるため、より詳細な分析が必要である。
- 第7期に向けては、目標と因果関係のある指標が設定できないか、という観点で議論が必要ではないか。
- 特に、指標が進展していない場合や指標と現場の認識とが乖離する場合、より詳細な調査が必要ではないか。
- テーマ毎の評価だけでなく、Society 5.0の具体化やグローバルな視点からも進捗を確認してはどうか。
- 第6期基本計画の策定時に比べ、経済安全保障分野における科学技術・イノベーションの重要性が高まっているため、第7期に向けては、丁寧な議論が必要ではないか。

目次

1. 研究開発税制の概要
2. 研究開発税制の適用実態と民間部門の研究開発投資の状況
3. 研究開発税制を取り巻く最近の主な指摘・議論
4. 研究開発税制の効果（EBPMに向けた現状整理）
- 5. イノベーション政策を巡る現状と課題**（イノベーション小委員会の中間取りまとめより整理）
6. イノベーション小委員会の中間取りまとめの記述と
本研究会の論点（案）

イノベーションにおける科学の重要性が高まっている



各国は戦略分野を絞り込み、重点投資

	米国	中国	英国	独国	韓国	豪州	
戦略文書	CETsの最新リスト (2024/2)	第14次五か年計画 (2021/3)	英国科学技術フレームワーク (2023/3)	ホワイトペーパー技術主権 (2021)	12大国家戦略技術 (2022/10)	産業科学資源省 (DISR)の定めるクリティカル・テクノロジー(2023/5)	
重要技術分野	<p>CETs(critical and emerging technologies)</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進コンピューティング 先進エンジニアリング材料 先進ガスタービンエンジン技術 先進ネットワーク型センシング及びシグネチャ管理 先進製造 人工知能 (AI) バイオテクノロジー 再生可能エネルギーの生成と貯蔵 データプライバシー、データセキュリティ、サイバーセキュリティ技術 指向性エネルギー 高度自動化、無人システム (UxS)、ロボティクス ヒューマンマシンインターフェース 極超音速 通信・ネットワーク技術 位置・ナビゲーション・タイミング (PNT) 技術 量子情報技術 半導体及びマイクロエレクトロニクス 宇宙技術・システム 	<p>国家実験室の再編や国家科学センターの建設の対象分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 量子情報 フォトニクス マイクロナノエレクトロニクス ネットワーク通信 人工知能 バイオメディカル 現代エネルギーシステム <p>ブレイクスルー強化のための重要な先端科学技術分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代人工知能 量子情報 集積回路 脳科学と脳模倣型人工知能 遺伝子とバイオテクノロジー 臨床医学と健康 深宇宙、深地球、深海、極地探査 	<p>将来の革新的技術分野</p> <ul style="list-style-type: none"> AI 工学的生物学 (engineering biology) 未来のテレコム 半導体 量子技術 	<p>国際競争力、安全保障、経済と社会の強靱化に重要な基盤技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT、マイクロエレクトロニクス、ソフトウェア、AI ITセキュリティ HPC フォトニクス、第2世代量子技術 循環型経済の基盤 持続可能なエネルギー技術 材料 バイオ技術 製造技術 環境技術 分析技術、計測技術、光学 	<p>韓国経済に波及効果の大きい産業コア技術群</p> <ul style="list-style-type: none"> 半導体・ディスプレイ 二次電池 先端モビリティ 次世代原子力 <p>急成長が見込まれる安全保障上重要な技術群</p> <ul style="list-style-type: none"> 先端バイオテクノロジー 航空宇宙・海洋技術 水素 サイバーセキュリティ <p>必須基盤技術群</p> <ul style="list-style-type: none"> AI 次世代通信 先端ロボット・製造 量子技術 	<ul style="list-style-type: none"> 先進の製造技術と材料技術 AI技術 高度な情報通信技術 量子技術 自律システム、ロボティクス、ポジショニング、タイミングおよびセンシング技術 バイオテクノロジー クリーンエネルギー生成および貯蔵技術 	
			オランダ				
			<p>国家技術戦略 (2024/6)</p> <p>優先すべき主要な支援技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 光学システムと統合フォトニクス 量子技術 プロセステクノロジー (プロセスの強化を含む) バイオ分子および細胞技術 イメージング技術 メカトロニクスおよびオプトメカトロニクス 人工知能およびデータサイエンス エネルギー材料 半導体技術 サイバーセキュリティ技術 				

(参考) 米国：R&D投資の国内回帰の重要性

米大統領通商政策方針：THE PRESIDENT'S 2025 TRADE POLICY AGENDA（2025年3月3日）

<全体概要と一部詳細抜粋>

1章：次の偉大なアメリカの世紀のための通商政策（A Trade Policy for the Next Great American Century）

2章：生産経済に向けて（Toward a Production Economy）



○生産経済の重要性

1. 高賃金の実現：製造業の雇用は約10%の賃金上昇効果
2. 雇用創出：製造業はサービス業など他産業にも波及効果
3. **イノベーション促進**：製造業と共に海外に移った**R&D投資の国内回帰が重要**
4. **国防の強化**：第2次世界大戦の勝利の鍵は当時の生産力。
しかし今や軍需生産能力は脆弱。産業基盤の再建が不可欠

○戦略的に調整された通商政策により、以下を追求

1. 製造業のGDP比率の向上
2. 世帯実質所得の中央値の増加
3. 材の貿易赤字の縮小

<詳細>

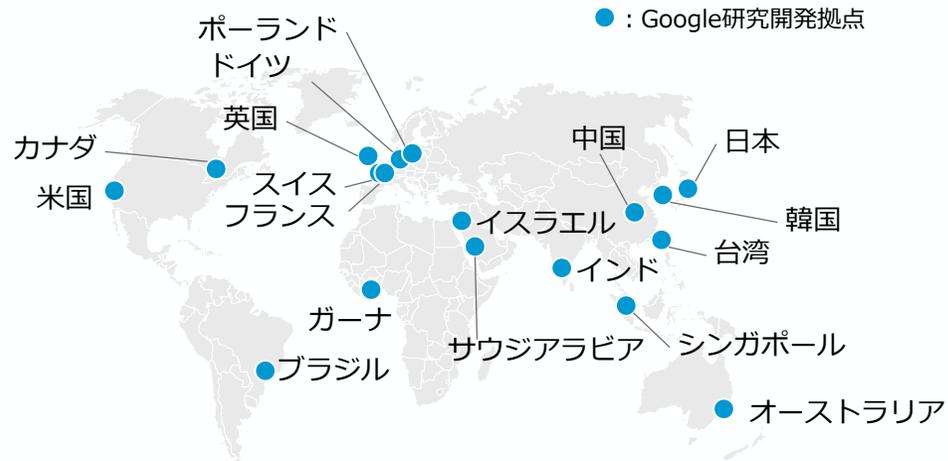
- 生産経済(Production Economy)はイノベーションにとっての恩恵である。
- アメリカのグローバル企業による2003年から2017年の**研究開発（R&D）の支出額は、中国においては年間平均13.6%の成長を遂げ国内においては年間平均わずか5%の成長**にとどまった。
- 通商政策ツールを展開することにより、米国内の製造業を再構築させることで、この懸念すべき傾向を逆転させ、**アメリカの技術的優位性を前進**させることができる。

3章：アメリカ第一の通商政策（An America First Trade Policy）

4章：過去の成功に立脚（Building on Past Success） ※第1次トランプ政権の成果

企業は世界最高の知を求めてR&D体制をグローバル化

Google



マイクロソフト



シーメンス



サムスン電子



“イノベーション拠点競争”と戦略分野への重点投資

国・地域 研究開発投資の獲得に関する主な政策・枠組

韓国による一貫通貫支援の事例

日本

税制優遇：研究開発税制（2023年改正）

韓国

重点投資：「国家戦略技術の育成に関する特別法」（2023年成立）
 ・ 政府は12技術を「国家戦略技術」として設定

台湾

クラスター形成：アジア・シリコンバレー計画2.0（2021年策定）
 ・ AIoT・5G関連技術を促進

シンガポール

インフラ支援：産業変革マップ／ITM（2022年改定）
 ・ エレクトロニクス等の5つの分野におけるロードマップを策定

米国

クラスター形成：イリノイ州 量子パーク／IQMP（2024年発表）
 メリーランド州 「量子首都」構想（2025年発表）

ドイツ

クラスター形成：未来クラスタープログラム（2019年～現在）
 ・ 量子等の分野別の7つの各クラスターに対する支援

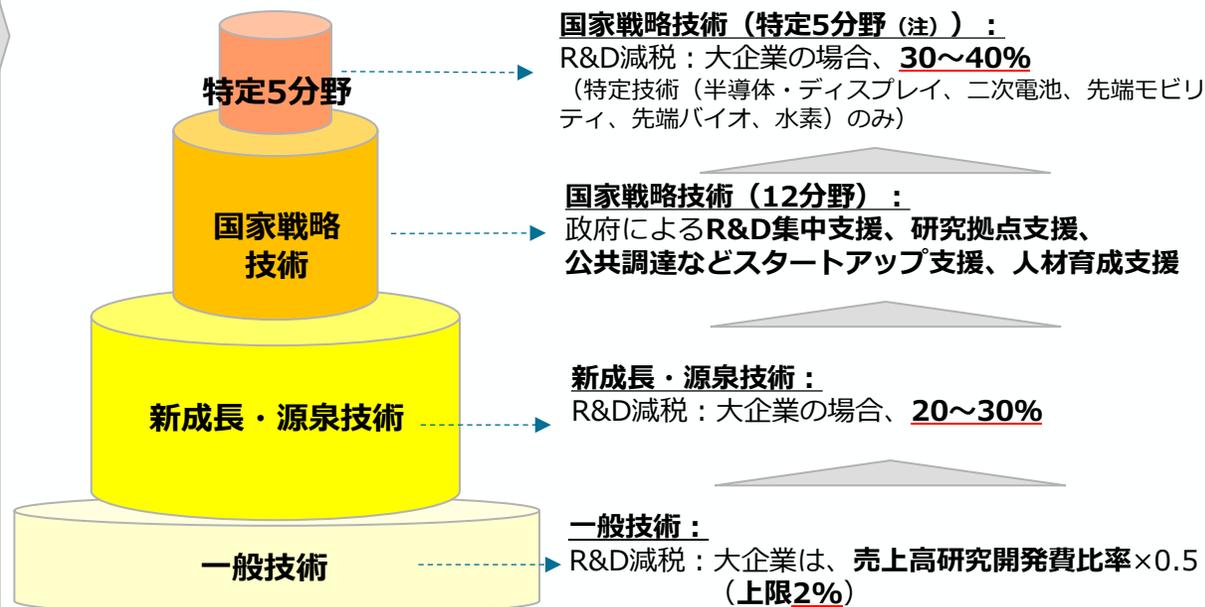
イスラエル

民間投資の基盤整備：ヨズマ・ファンド2.0（2024年～2026年）

■ 国家戦略技術の迅速な事業化支援

事業化連携研究開発の拡大：

- ・ 5年3.3兆円官民投資のために、政府が3300億円投資（複数年）
- ・ 中小・ベンチャー向けR&D支援(新規)は50%以上を12分野に



注：韓国の法令では、「半導体・ディスプレイ」を「半導体」と「ディスプレイ」に、「先端バイオ」を「バイオ医薬品」と「ワクチン」に分け、7分野とカウント

我が国も、戦略的に重要な技術領域に、人材育成、研究開発、拠点形成、設備投資、標準などのルール形成等の一貫通貫支援が必要

我が国のイノベーション拠点の強み（大企業、大学、知財の集積）

科学技術クラスターランキング

ランキング	クラスター名	経済圏
1	東京-横浜	日本
2	深セン-香港-広州	中国/香港
3	北京	中国
4	ソウル	韓国
5	上海-蘇州	中国
6	サンノゼ-サンフランシスコ(カリフォルニア州)	米国
7	大阪-神戸-京都	日本
8	ボストン-ケンブリッジ(マサチューセッツ州)	米国
9	南京	中国
10	サンディエゴ(カリフォルニア州)	米国
11	ニューヨーク(ニューヨーク州)	米国
12	パリ	フランス
13	武漢	中国
14	杭州	中国
15	名古屋	日本

（出典）WIPO(世界知的所有権機関) Global Innovation Index 2024
 ※特許発明者と科学論文の著者が最も集中している地理的地域

イノベーションで評価される企業トップ100

国・地域	選出数
日本	33社（トヨタ、キヤノン、富士通、富士フイルム、ソニー、日立など）
米国	18社（アルファベット、ボーイング、ジョンソン&ジョンソンなど）
台湾	13社（TSMC、フォックスコンなど）
韓国	8社（サムスン、LG、ヒュンダイなど）
ドイツ	8社（シーメンス、フォルクスワーゲンなど）
フランス	7社（エアバス、ミシュランなど）
中国	6社（ファーウェイ、テンセントなど）

（出典）Clarivate社 Top100 Global Innovators 2025から経済産業省作成
 ※「特許数」、「影響力」、「成功率」、「地理的投資」、「希少性」などの要素で評価

国際特許出願件数が多い企業トップ50（2023）

国・地域	選出数
日本	15社（三菱電機、NTT、パナソニック、NEC、ソニーなど）
中国	14社（ファーウェイ、ZTE、シャオミ、BOEなど）
米国	10社（マイクロソフト、クアルコム、IBMなど）
韓国	4社（サムスン、LG、LGエネルギー、LG化学）
ドイツ	4社（ボッシュ、シーメンス、BASF、BMW）
欧州（除：独）	3社（エリクソン、フィリップス、ノキア）

（出典）特許行政年次報告書（2024）を基に経済産業省が作成

グローバル企業の日本での研究開発拠点形成

日本企業 中央研究所

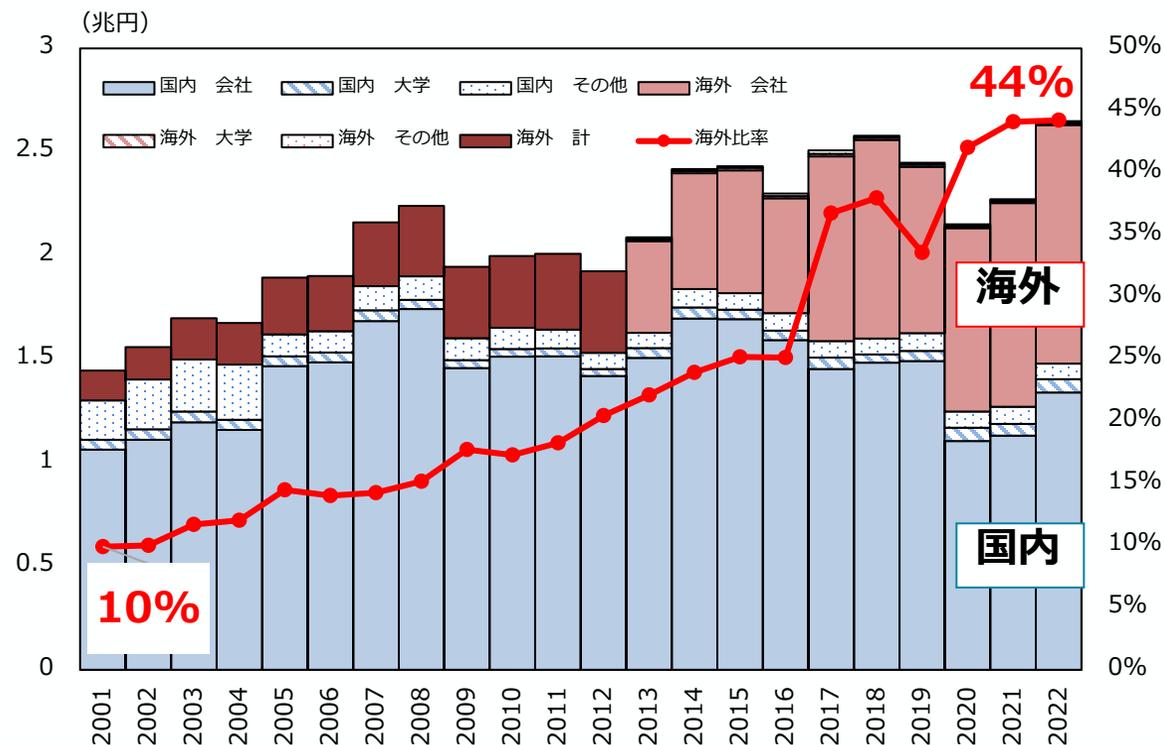
企業	所在地
トヨタ自動車 (トヨタグループ)	愛知県長久手市
本田技研工業	埼玉県和光市
日立製作所	東京都国分寺市
三菱電機	兵庫県尼崎市
東芝	神奈川県川崎市
NTT	神奈川県横須賀市ほか
NEC	神奈川県川崎市
富士通	神奈川県川崎市ほか
三菱ケミカル	神奈川県横浜市

グローバル企業 日本における研究拠点

企業	設立年	所在地
Apple (米)	2017年3月	神奈川県横浜市
BASF (独)	2021年6月	三重県四日市市
TSMC (台湾)	2022年6月	茨城県つくば市
NVIDIA (米)	2023年12月 ※発表	拠点設立を計画
BOSCH (独)	2024年5月	神奈川県横浜市
Microsoft (米)	2024年11月	東京都港区
Samsung (韓)	2027年3月 ※設立予定	神奈川県横浜市/ 大阪府箕面市

産業界の研究開発の動向

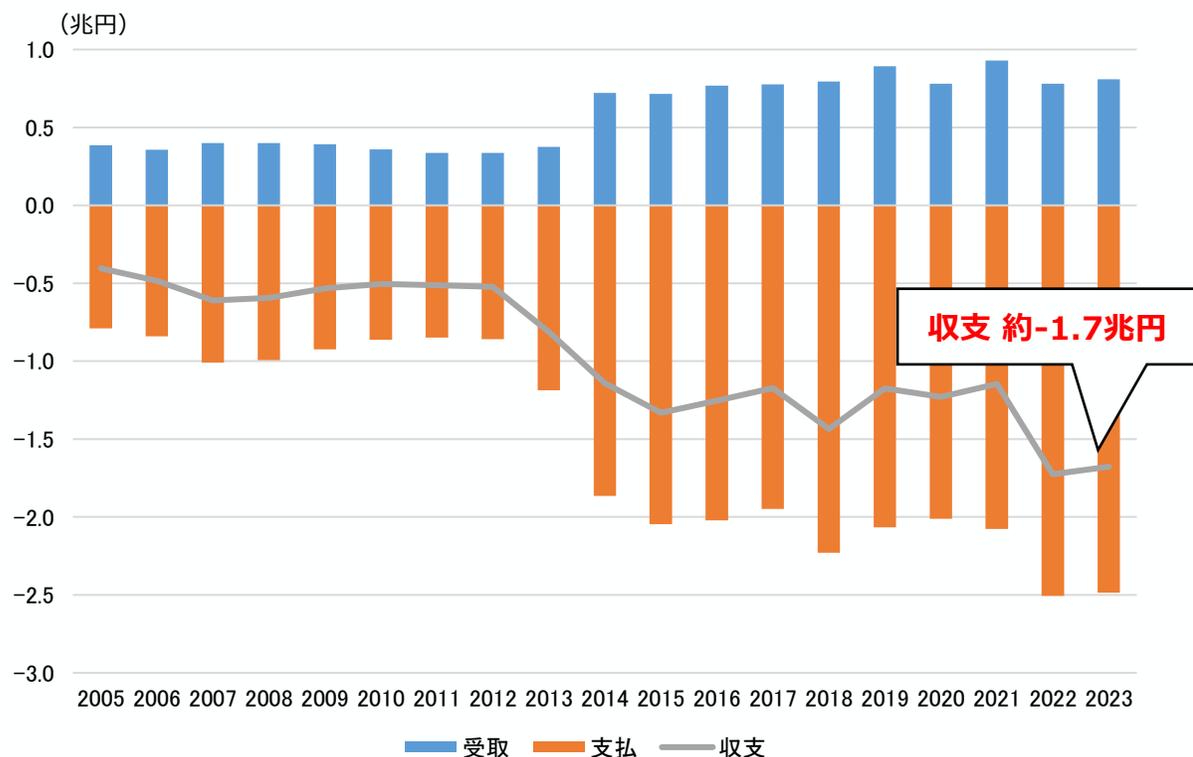
日本企業の外部委託支出研究開発費の推移（国内・海外）



※外部とは、外部（社外）へ研究費として支出した金額（委託費、賦課金等名目を問わない）をいう。
 なお、外部（社外）には親子会社も含む。

(出典)文部科学省 科学技術・学術政策研究所、「科学技術指標2024」を基に、経済産業省が加工・作成。

研究開発サービス収支



※研究開発サービスは「研究開発（基礎研究、応用研究、新製品開発等）に係るサービス取引のほか、研究開発の成果である産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）の売買を計上」と定義

(出典) 日本銀行「国際収支統計（時系列統計データ 検索サイト）」より経済産業省が作成

中堅企業にも高いポテンシャル

従業員数別の売上高研究開発比率



出所) 経済産業省「企業活動基本調査」(2022年度調査)再編加工
 ※調査対象: 従業者数50人以上かつ資本金3千万円以上、主に経済産業省所管業種

研究開発に関する中堅企業の主な声

大企業と比べて判断が早く、また粘り強く研究を続けることで売上増に繋がっている中堅企業がいる一方で、大企業よりも規模が小さいため、**従業員の制約から好業績時に研究開発を減らさざるを得ない企業や、業績変動の中で研究開発規模の維持に苦労する企業**が見られる。

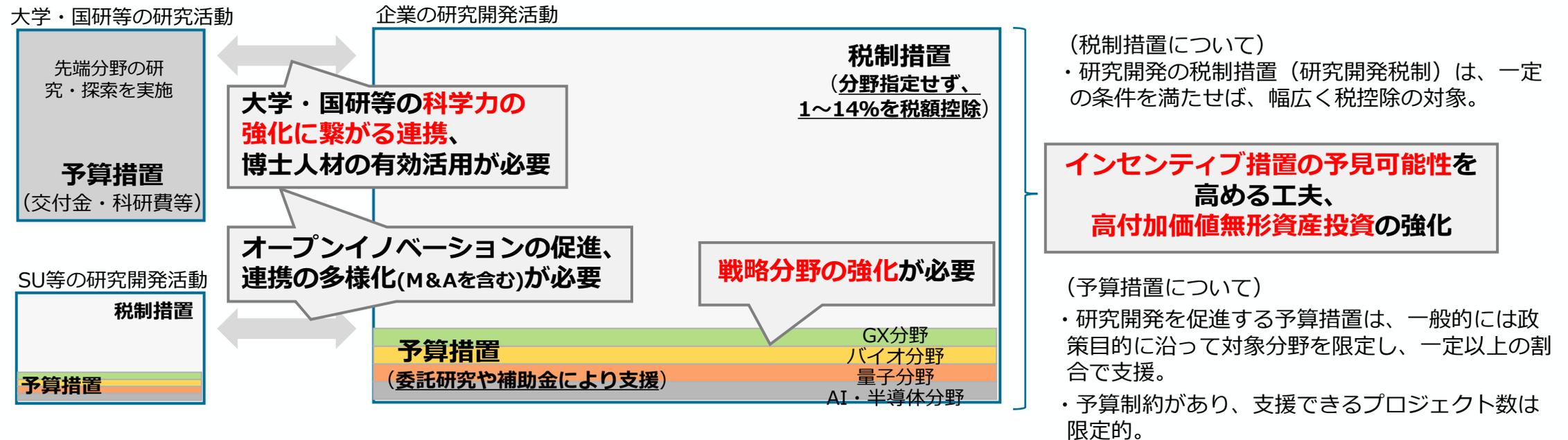
- **大企業と比較して小回りが利くとよく言われる。協業の判断もスピード感を重視**していることが評価されている。(エレクトロニクス関連)
- **業績の波が大きく、内部留保も少ないが、業績が低下時でも、新たな分野に挑戦する研究開発投資は続けている。**(機械メーカー)
- 主力事業の利益を、次の研究開発の原資に大きく振り向けている。**売上が5年ほど伸びない分野であっても、諦めずに研究開発投資を継続し、市場から評価される製品を開発した。**(機械メーカー)
- 研究開発は**費用が発生する年度と、投資が回収できる年度が異なる**ため、税制がうまく活用できていない。(通信機器メーカー)
- 開発部門の職員を専業にしたいが、受注が増えると事業部の生産業務を手伝うこともあるため、**売上が増加すると開発部門の職員が減り、前年に比べ研究開発費が減る**傾向がある。(機械メーカー)
- 直近2期連続で赤字で今期の黒字化が最優先であり、研究開発費の確保に苦労している。(通信機器メーカー)

公共部門(大学/国研等)と民間部門(企業等)の研究開発インセンティブの現状と課題

公共部門と民間部門の研究開発の施策の状況

- ・ 大学や国研等の研究開発費については、その多くの部分が国の予算措置である交付金・科研費等競争的資金等によって賄われている。
- ・ 企業の研究開発費のうち、国の委託研究や補助金に採択された事業については、一定以上の割合で国の支援が提供されている。国の予算措置の対象外の研究開発活動については、研究開発税制などのインセンティブ措置の対象となっている。

各対象へのインセンティブ施策（イメージ）

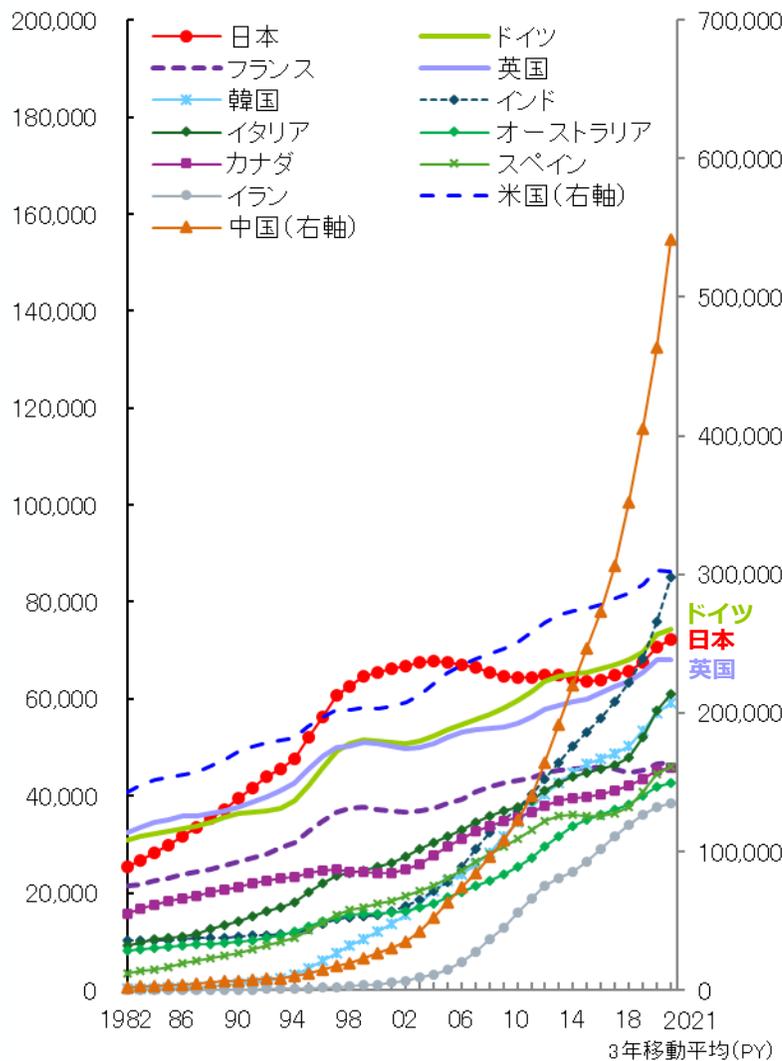


予算措置は、例えば、グリーンイノベーション基金やポスト5G基金等の基金により、特定分野の研究開発を、重点的かつ複数年に渡って継続的に支援し、支援の予見可能性を高め、民間投資を呼び込んでいる。

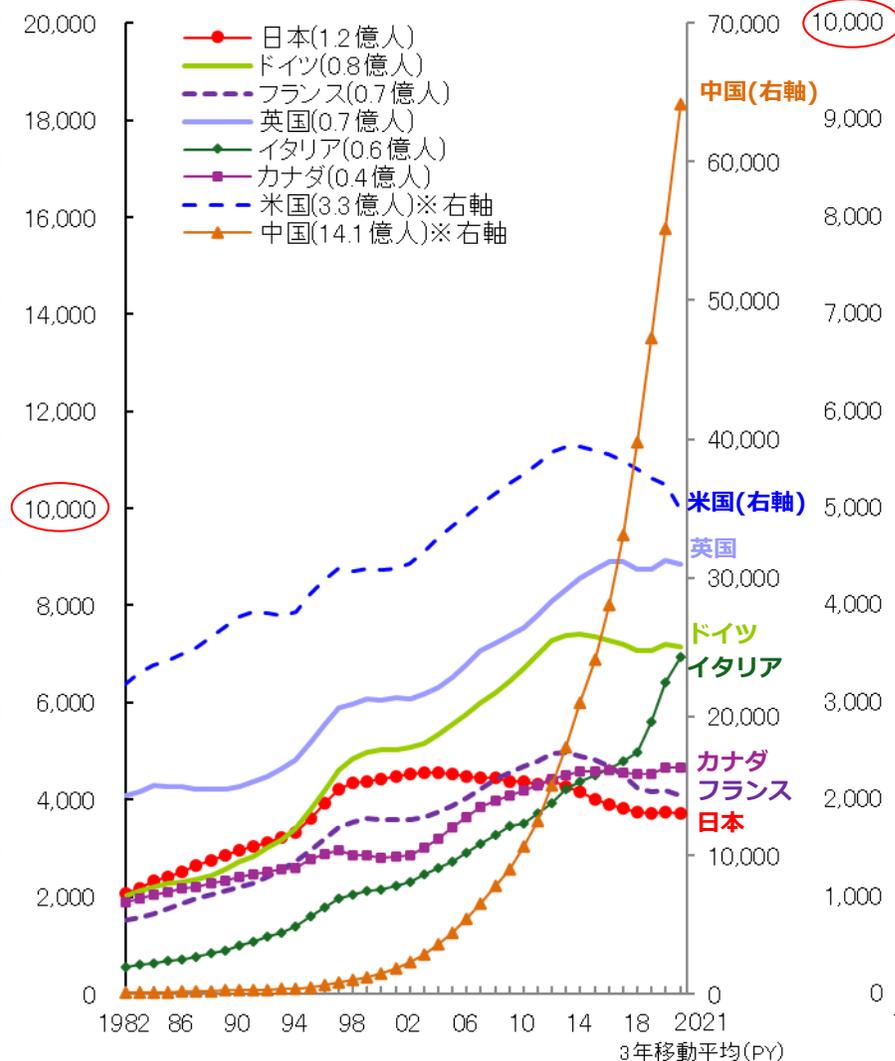
予算措置と税制措置の仕組みの効果や特性の違いを踏まえつつ、双方を適切に組み合わせ、戦略分野の取組を後押ししていくことが重要。

主要国・地域論文数推移（論文数、Top10%）

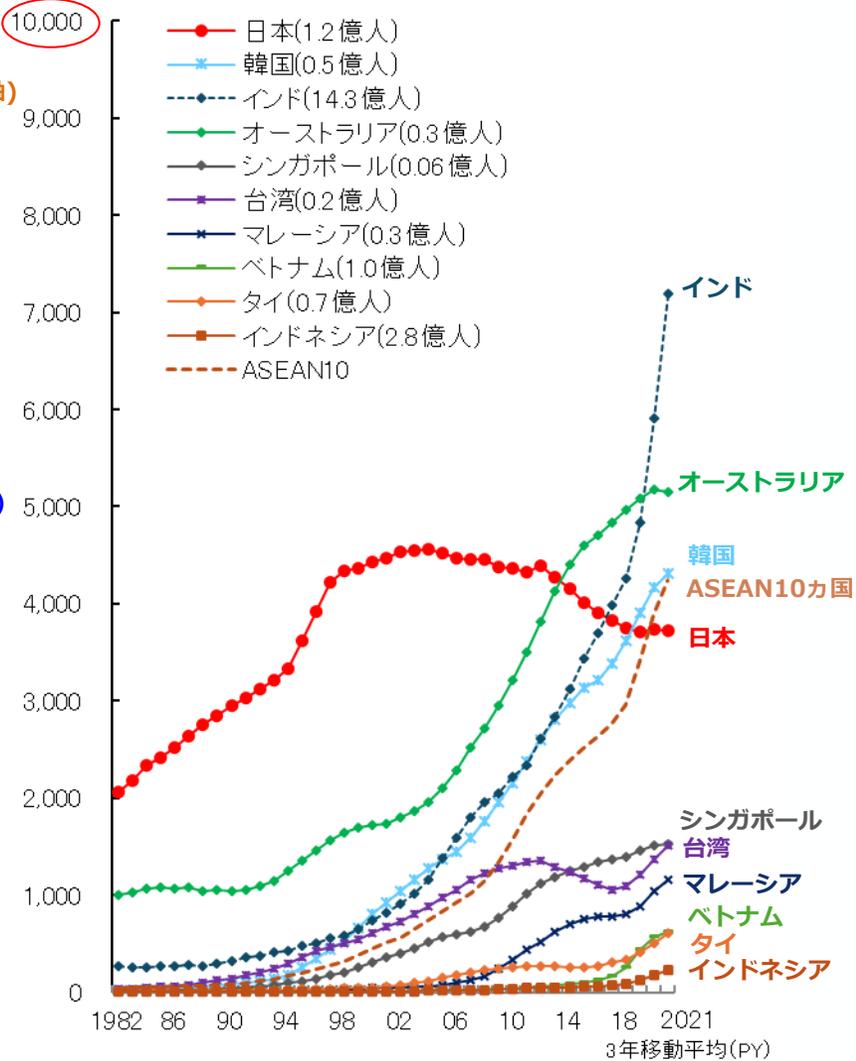
論文数(分数カウント法・全分野)



Top10%補正論文数(分数カウント法・全分野)
G7・中国



Top10%補正論文数(分数カウント法・全分野)
アジア・オセアニア



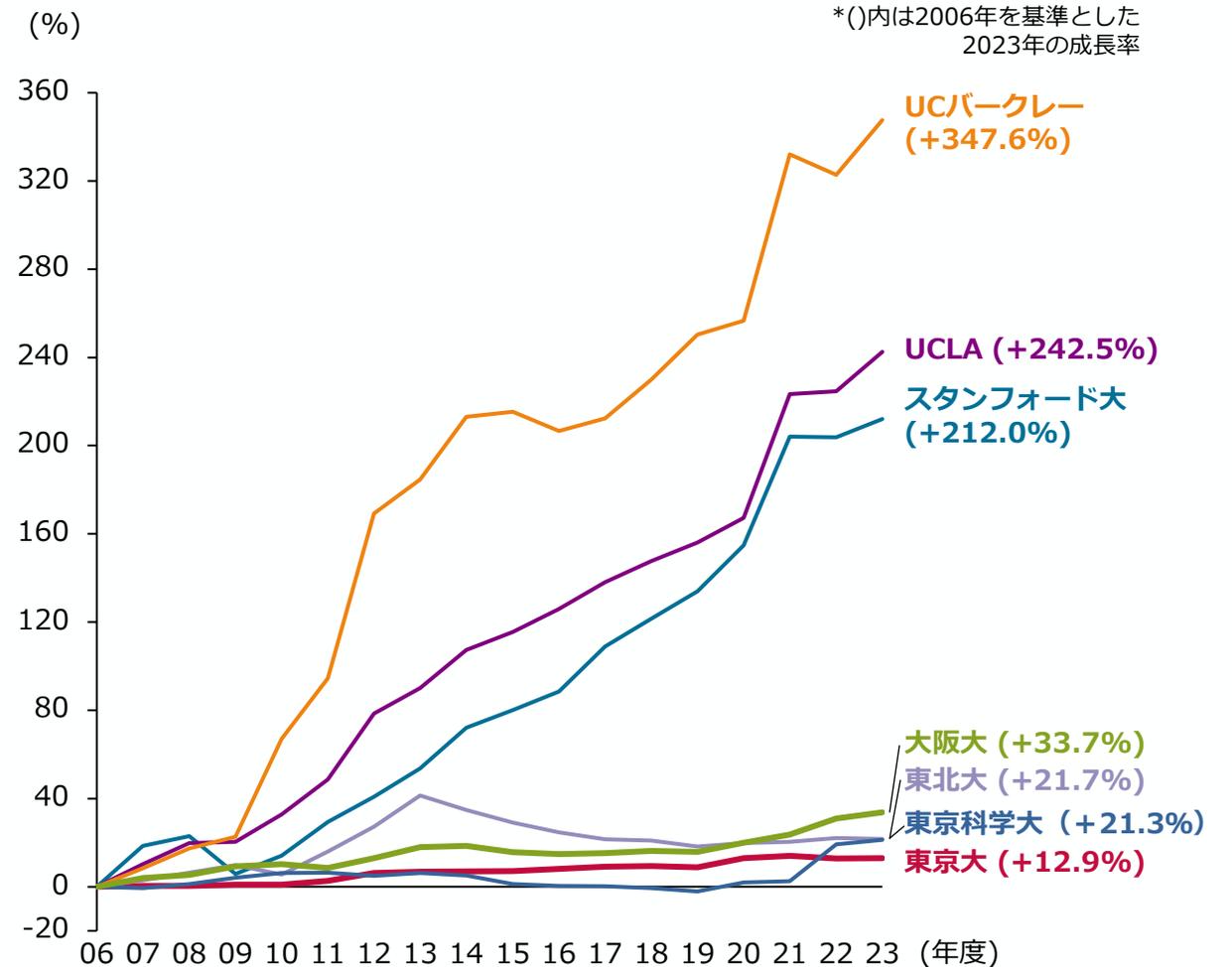
※PYとは出版年(Publication year)の略である。Article, Reviewを分析対象とした。分数カウント法による結果。
 ※論文の被引用数(2023年末の値)が各年各分野(22分野)の上位10%に入る論文数がTop10%論文数である。※ () 内は2023年時点のおおよその人口
 (出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所からの提供情報を基に、経済産業省が作成。

日本の大学の現在地と“成長する大学”

2025年 QSトップ100 アジア・オセアニア

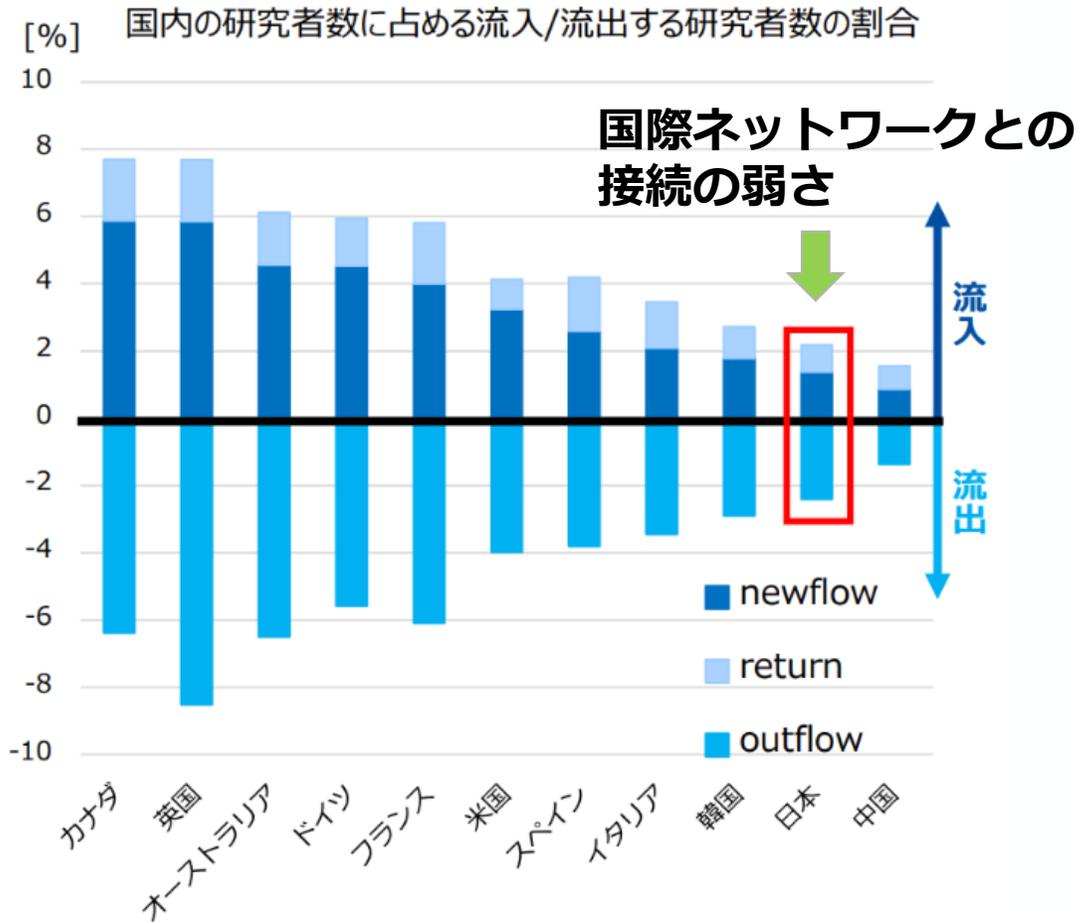
順位	大学名	国・地域
8	シンガポール国立大学	シンガポール
13	メルボルン大学	オーストラリア
14	北京大学	中国
15	南洋理工大 (NTU)	シンガポール
17	香港大学	香港
18	シドニー大学	オーストラリア
19	ニューサウスウェールズ大	オーストラリア
20	清華大学	中国
30	オーストラリア国立大	オーストラリア
31	ソウル大	韓国
32	東京大	日本
36	香港中文大 (CUHK)	香港
37	モナシュ大	オーストラリア
39	復旦大	中国
41	クイーンズランド大	オーストラリア
45	上海交通大	中国
47	浙江大	中国
50	京都大	日本
53	KAIST (韓国先端科学技術大学院大)	韓国
56	延世大	韓国
60	マラヤ大	マレーシア
62	香港城市大	香港
65	オークランド大	ニュージーランド
67	高麗大	韓国
68	台湾大	台湾
77	西オーストラリア大	オーストラリア
82	アデレード大	オーストラリア
84	東京工業大	日本
86	大阪大	日本
88	シドニー工大	オーストラリア
98	浦項工大	韓国
...
(107)	東北大	日本

日米大学のB/S規模成長率推移 (2006年を基準とした各年の成長率)

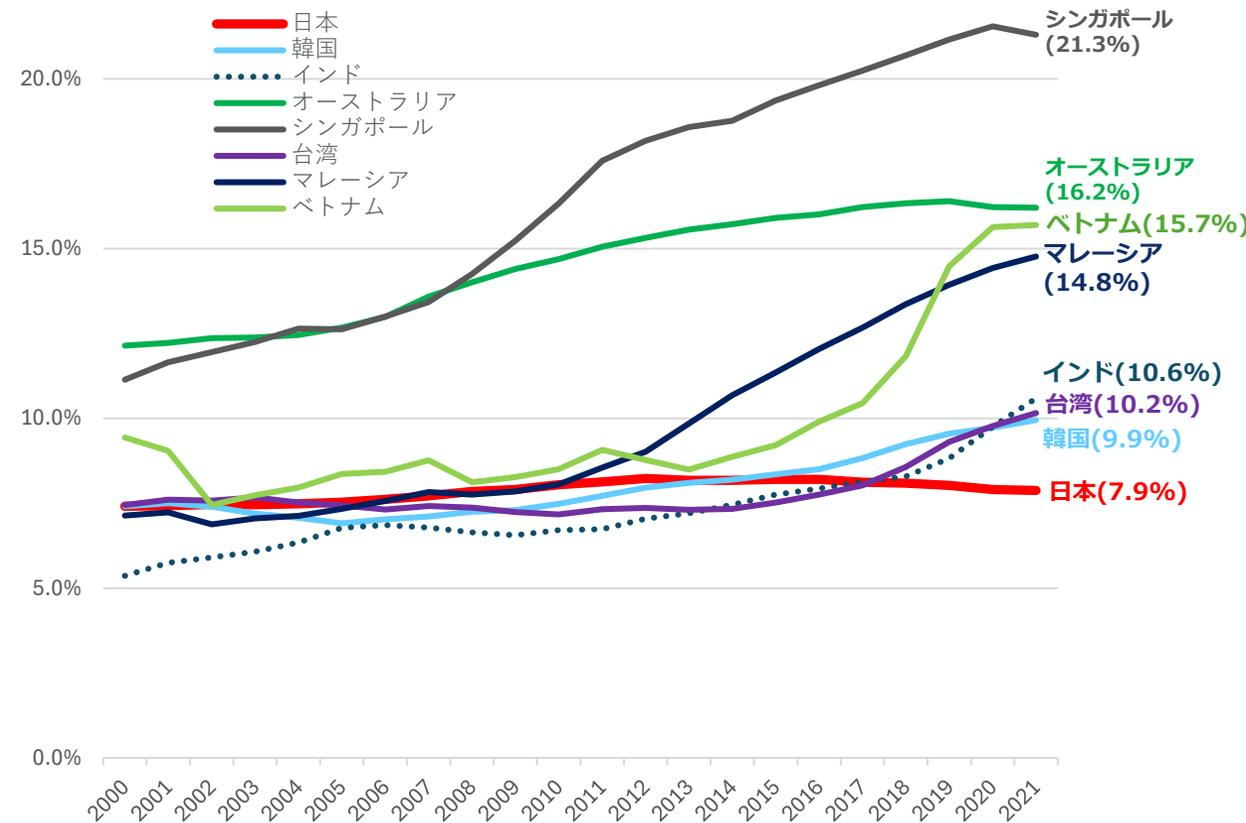


研究開発の国際ネットワークの弱さ

国内の研究者数に占める流入/流出する研究者数の割合



総論文数に占めるTop10%補正論文数の割合(Q値)
整数カウント・全分野/アジア・オセアニア

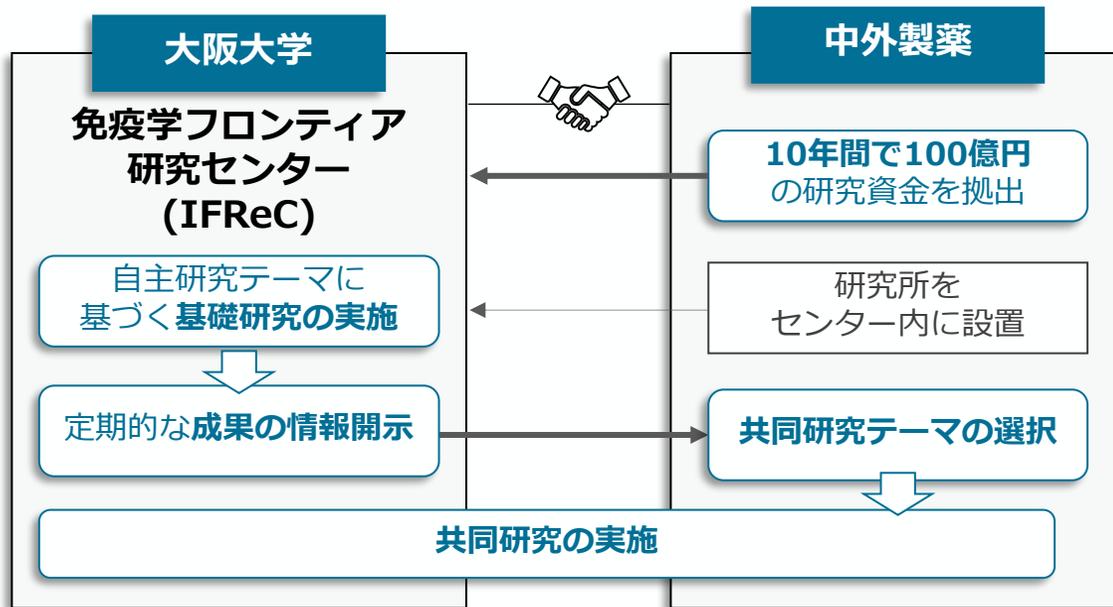


注：分析対象は、Article, Reviewである。年の集計は出版年（Publication year, PY）を用いた。全分野での論文数の3年移動平均（2021年であればPY2020、PY2021、PY2022年の平均値）。整数カウント法である。被引用数は、2023年末の値を用いている。
資料：クラリベイト社 Web of Science XML (SCIE, 2023年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。
(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所からの提供情報を基に、経済産業省が作成。

日本の大学で進む産学連携の先進事例

大阪大学

10年間で総額100億円の免疫学研究に関わる**包括連携契約**の締結
 ※文科省「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）事業」の成果を引き継ぎ



- ▶ 世界最先端の免疫学研究 と 中外製薬の創薬研究のノウハウ
- ▶ **基礎研究から臨床応用研究まで**をカバーし、**革新的新薬を創製**

阪大の新しい産学連携
= **産学協創**

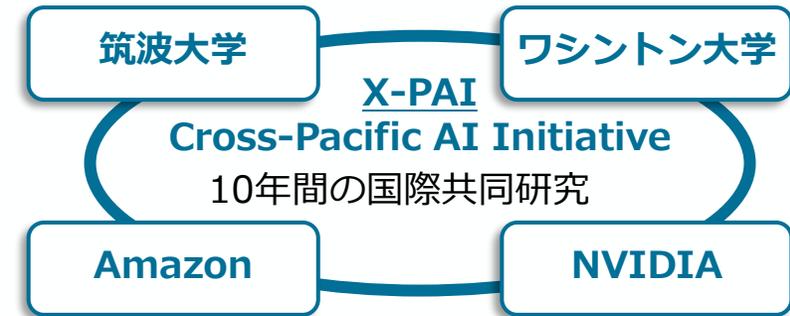
- **基礎研究段階からの包括的な産学連携**
- **産学共同のイノベーション人材育成**

※2016年締結

(出典) 大阪大学・中外製薬 ニュースリリースを基に作成

筑波大学

人工知能(AI)分野における研究、人材育成、
アントレプレナーシップ及び社会実装を目的としたパートナーシップ



Amazon/NVIDIAが**2500万ドル(約38億円)**ずつ支援

■企業からの支援内容

- **研究資金**：AI研究資金の提供
 - **奨学金**：各大学の有望な研究者（博士課程//ポスドク）への支援
 - **研究者育成**：AI研究に対する関心の向上を目的とした、10週間の学部生向け夏季研究プログラム
 - **起業家育成**：起業家育成のための3週間のブートキャンププログラム
 - **リソース提供**：コンピューティングリソースの提供
- ※研究者の企業における実務経験など人材交流も企図

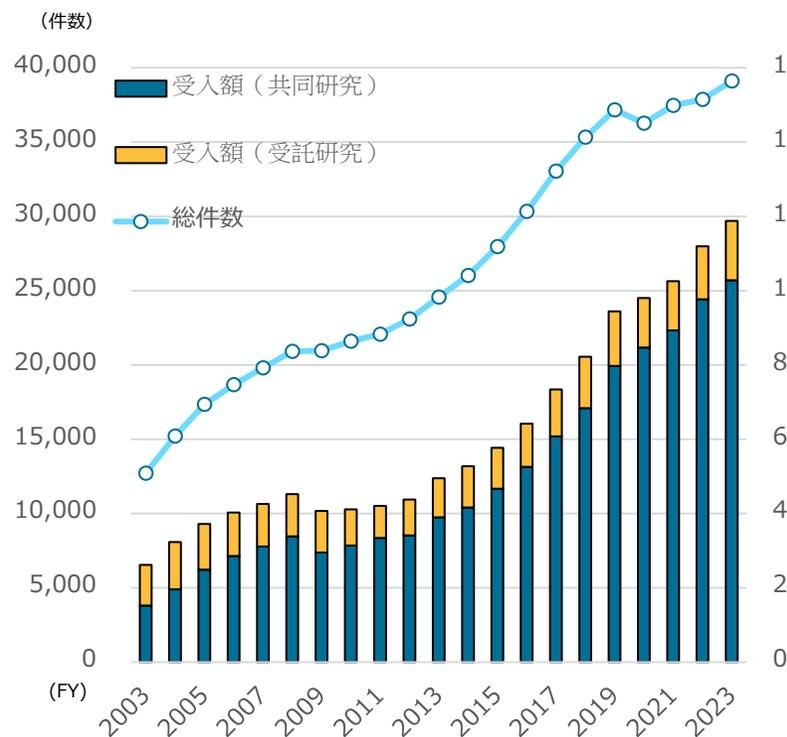
■研究開発テーマ例

- ロボティクス、健康・老化・長寿、気候と持続可能性、AIモデルの効率向上、信頼できるAI

(出典) 筑波大学、ワシントン大学、NVIDIA、Amazon 各プレスリリースを基に作成

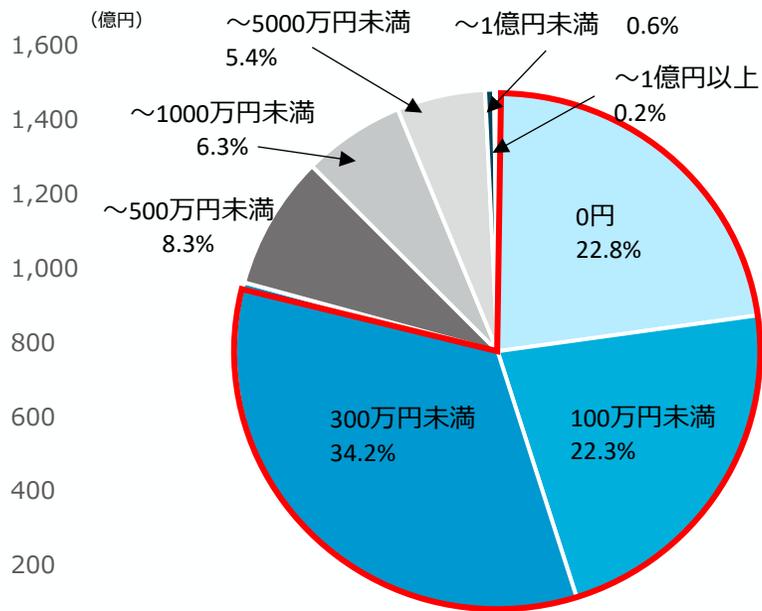
産学連携の進展と課題

大学と国内民間企業との共同・受託研究実績



(出典) 文部科学省「令和5年度大学等における産学連携等実施状況について」

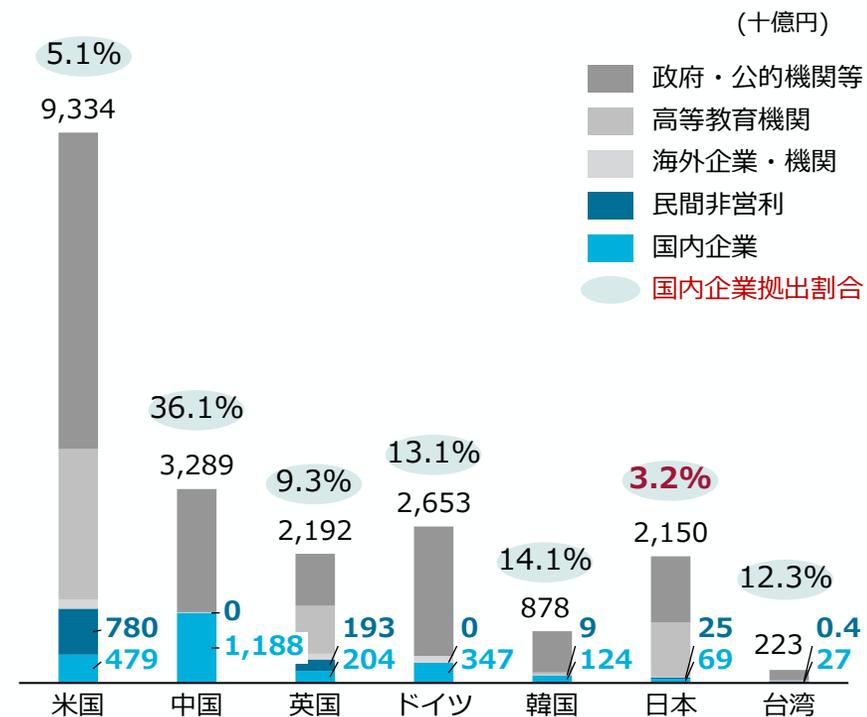
大学等における1件当たり共同研究費



※300万円未満:79.2%

(出典) 文部科学省「令和5年度大学等における産学連携等実施状況について」

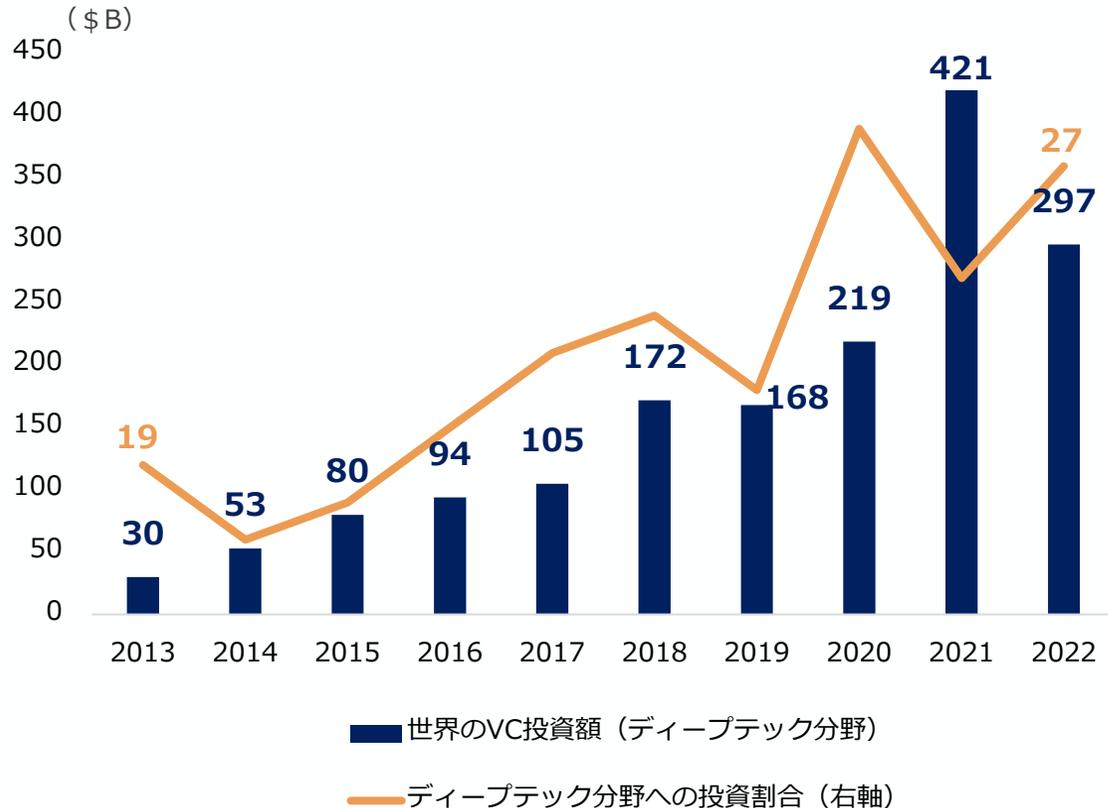
高等教育機関のR&D支出および国内企業による拠出割合（2021年）



※R&D出資額は2021年の年間平均TTBレートで円換算
(出典) OECD「Research and Development statistics」

科学技術の社会実装メカニズムとしてのスタートアップ

世界のvc投資額に占める ディープテック関連の投資額及びその割合



大学発ディープテックスタートアップの事例

ハーバード大学・MIT
×
量子

米国 QuEra

- 研究室からのスピノフとして、2018年に創業。
- 20名近くの博士号をもつ、世界レベルの科学者・エンジニアのチームを組成。メンバーの半数以上は米国外で教育を受けており、グローバルなメンバーで構成。
- 2025年2月に2億3,000万ドルの資金調達。
- 2025年3月にNVIDIA・他のスタートアップと、量子研究所設立を発表

東京科学大学
(東京工業大学)
×
マテリアル

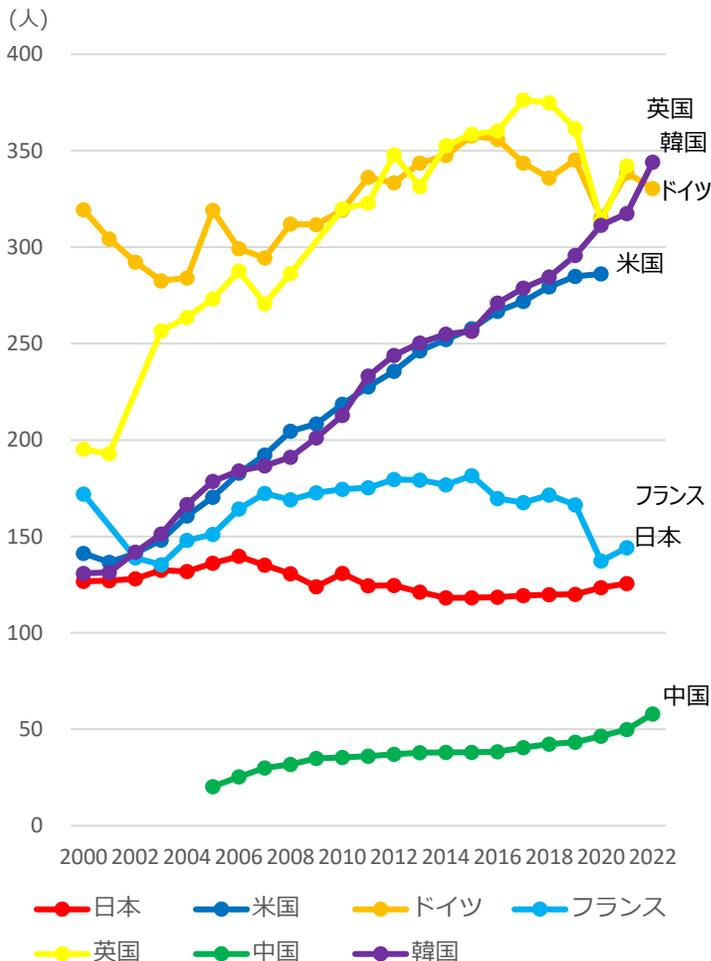
日本 つばめBHB

- 研究室からのスピノフとして、2017年に創業。
- 約100年前にドイツで開発されたハーバー・ボッシュ法 (HB法) に変わる、触媒技術を活用した小規模型のアンモニア生産設備
※HB法の伝統的なライセンサーは海外企業のみ
- UEAや欧州などの海外企業との協業や出資受け入れなど海外展開対応中
- 2025年には、日本企業として初めて「Global Cleantech 100」に選出

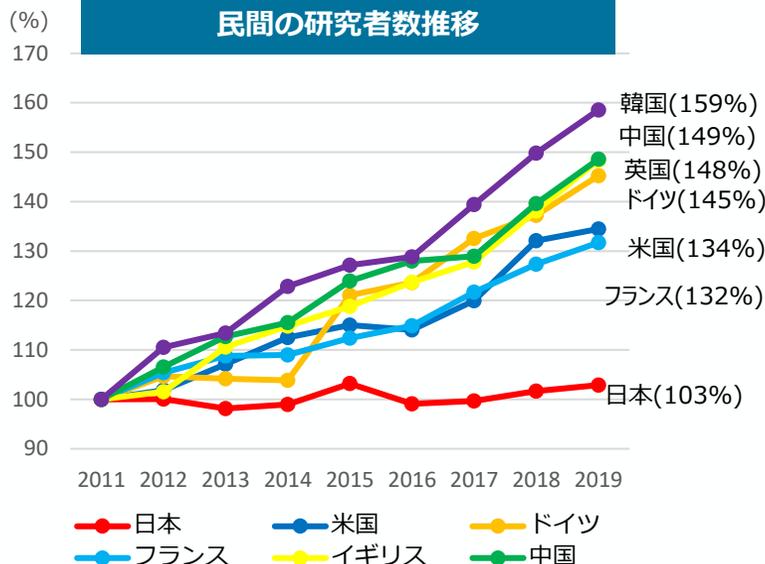
(出典) PitchBook Data, Inc.” (内閣府「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想関連調査」、参考資料2 (グローバル・スタートアップ・キャンパス構想に関する有識者会議 (第6回)))
 ※ “ディープテック関連”は、公的レポート等でディープテック領域とされる産業・技術分野 (AI、コンピュータ、エネルギー・環境、バイオ・医療ヘルスケア、素材・産業、航空・宇宙、食糧農業) に該当する、PitchBook上の各インダストリー・カテゴリを選択 (同有識者会議資料より)

主要国の博士号人材の推移とAI人材の獲得

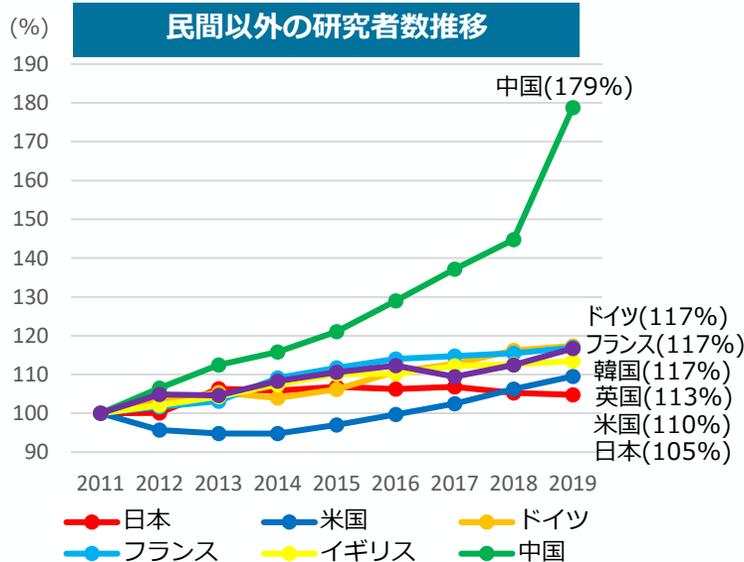
人口100万人あたりの博士号取得者の推移



民間の研究者数推移

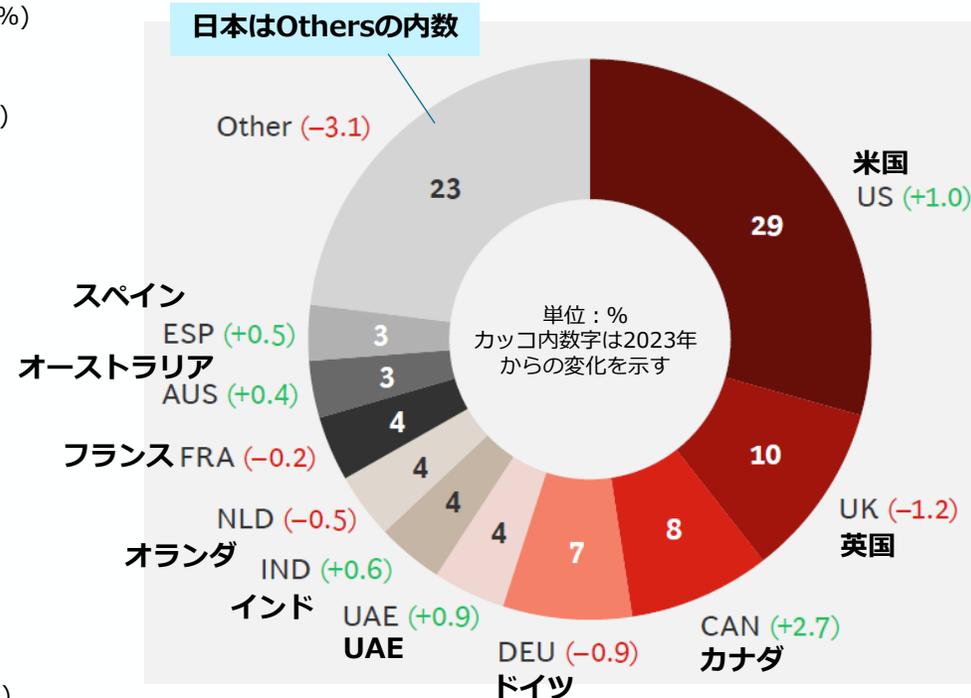


民間以外の研究者数推移



AI人材の流入 国別シェア（TOP10カ国）

2024年



- AI人材は、深層学習、コンピュータビジョン、PyTorch、Hadoop、強化学習、ニューラルネットワーク、MapReduce、または高性能コンピューティングのいずれかのスキルを持つ人々
- 2024年に国際移動した3.1万人の対象者を調査

出典：ボストン・コンサルティング・グループ Top Talent Tracker, Q4 2024

(参考) 研究開発税制国際比較

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	韓国
控除率	<p>一般型：研究開発費 × 1~14% (増減なしで8.5%) or 中小型：研究開発費 × 12~17% + OI型：研究開発費 × 20~30%</p>	<p>標準税額控除法： 研究開発費 × 10% (最大) or 代替簡易税額控除法： (研究開発費 - 研究開発費の過去3年平均 × 1/2) × 14%</p>	<p>研究開発費 × 20%</p>	<p>(研究開発費 1 億ユーロ以下) 研究開発費 × 30% (研究開発費 1 億ユーロ超過分) 研究開発費 × 5% + 中小企業イノベーション税額控除： イノベーション費用 × 20% (上限40万ユーロ)</p>	<p>研究開発費 × 25% 中小企業の場合は 研究開発費 × 35%</p>	<p>研究開発費 × 控除率 (大企業 0~2%、 中堅企業 8%、中小企業 25%) or 研究開発費の増加額 × 控除率 (大企業 25%、中堅企業 40%、中小企業 50%) + 時限措置として重点分野 (半導体等) は 研究開発費 × 控除率 (大企業 20~ 40%、中堅企業 20~40%、中小企業 30~50%) ※4</p>
控除上限	<p>原則25% (変動型：±5% or 上乘せ型：0~10% + ベンチャー特例：15%) + OI型：10%</p>	<p>上限なし ただし、他の政策減税と 合算し最大で約75%</p>	<p>2万ポンド+ 3×(源泉徴収税額と社会 保険料の合計支払額)</p>	<p>上限なし</p>	<p>大企業：250万ユーロ 中小企業：350万ユーロ</p>	<p>上限なし ただし、他の政策減税と合算した最低限税 率あり ※5</p>
海外委託費	○	×	△ (国内でできない研究開発 である等の要件あり ※1)	△ (EU圏内のみ)	△ (EU圏内のみ)	○
繰越制度	×	20年	無期限 ※2	3年 ※3	×	10年
Refundable Tax Credit (RTC)	×	×	○	○	○	×

(参照資料) 各国政府等のホームページから情報を整理

※1 R&Dに必要な条件がイギリス国内に存在しない、R&Dが行われる場所に必要の条件が存在する、会社がイギリス国内で条件を再現することが全く不合理である、という3つ状況を満たす。

※2 継続企業の原則を満たす必要あり

※3 3年間で全額相殺されなかった場合給付が可能。

※4 新成長・源泉技術14分野 (ブロックチェーン技術、量子コンピューティング、AI、航空宇宙技術、バイオヘルス、カーボンニュートラル等) の控除率はそれぞれ大企業20~30%、中堅企業20~30%、中小企業30~40%、国家戦略技術7分野 (半導体、二次電池、ワクチン、ディスプレイ、水素、未来型移動手段、バイオ医薬品) の控除率はそれぞれ大企業30~40%、中堅企業30~40%、中小企業40~50%

※5 (租税減免前の課税標準) 100億ウォン以下分10%、100億ウォン超過1,000億ウォン以下分12%、1,000億ウォン超過分17%

(参考) イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の概要

- イノベーションの国際競争が激化する中、**研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押し**することを目的として、イノベーション拠点税制を創設し、**2025年4月1日から施行**。
- 2000年代から**欧州各国で導入**が始まり、直近では**シンガポールやインド、香港といったアジア諸国での導入・検討**が進むなど、研究開発税制といったインプット等に対するインセンティブだけでなく、イノベーションボックス税制による**アウトプットに対するインセンティブの導入**が進んでいる。

イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) のイメージ



対象となる所得

- イノベーションボックス税制を導入している国では、製品売却益を本税制の対象としている国も多い。
- 日本の本税制の対象範囲の見直しについては、令和6年度税制改正大綱では「制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する」とされている。

	日本 (2025~)	シンガポール (2018~)	英国 (2013~)	オランダ (2007~)	ベルギー (2007~)	フランス (2001~)
対象となる所得	・ライセンス所得 ・譲渡所得	・ライセンス所得 ・製品売却益	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益 等	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益 等	・ライセンス所得 ・譲渡所得

(参考) オープンイノベーション促進税制の概要

- 国内の事業会社が、オープンイノベーションにより新事業開拓・生産性向上を図ることを目的に、スタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除。

制度概要

【適用期限：令和7年度末まで】

対象法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)



スタートアップ
(設立10年未満の国内外非上場企業※)

	新規出資型 (R2年度創設)	M&A型 (R5年度拡充)
制度目的	スタートアップへの新たな資金の供給を促進し、生産性向上につながる事業革新を図るための事業会社によるオープンイノベーションを促進	スタートアップの出口戦略の多様化を図るため、スタートアップの成長に資するM&Aを後押し
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
株式取得上限額	50億円/件	200億円/件
	年間500億円/社	
株式取得下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、一律5億円/件	5億円/件
所得控除	取得株式の25%を所得控除	
将来の益金算入	3年経過後の株式譲渡等の場合 益金算入不要	5年経過以降も株式譲渡等の場合 益金算入

※売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合設立15年未満の企業も対象
※発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

M&A型については、5年以内に成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等にも、所得控除分を一括取り戻し

施策の方向性①：戦略技術領域の一貫通貫支援

- 我が国にとって戦略的に重要な技術領域を特定し、人材育成から研究開発、拠点形成、設備投資、スタートアップ支援、ルール形成等の政策を総動員して一貫通貫で支援する体系を構築し、民間の投資を呼び込む
- 戦略技術領域の特定にあたっては、経済成長、戦略的自律性、不可欠性などの経済安全保障の観点、技術の革新性、日本の優位性（学術的・産業的な強み）、社会課題解決、デジタル赤字を含む国際収支・貿易構造等の観点から検討

グローバル研究ハブ
例：量子G-QuAT

研究開発基盤

スター・サイエンティスト

戦略技術領域

●研究開発

●スタートアップ政策

●知財政策

●ユースケース作り

●サプライチェーン戦略

世界市場

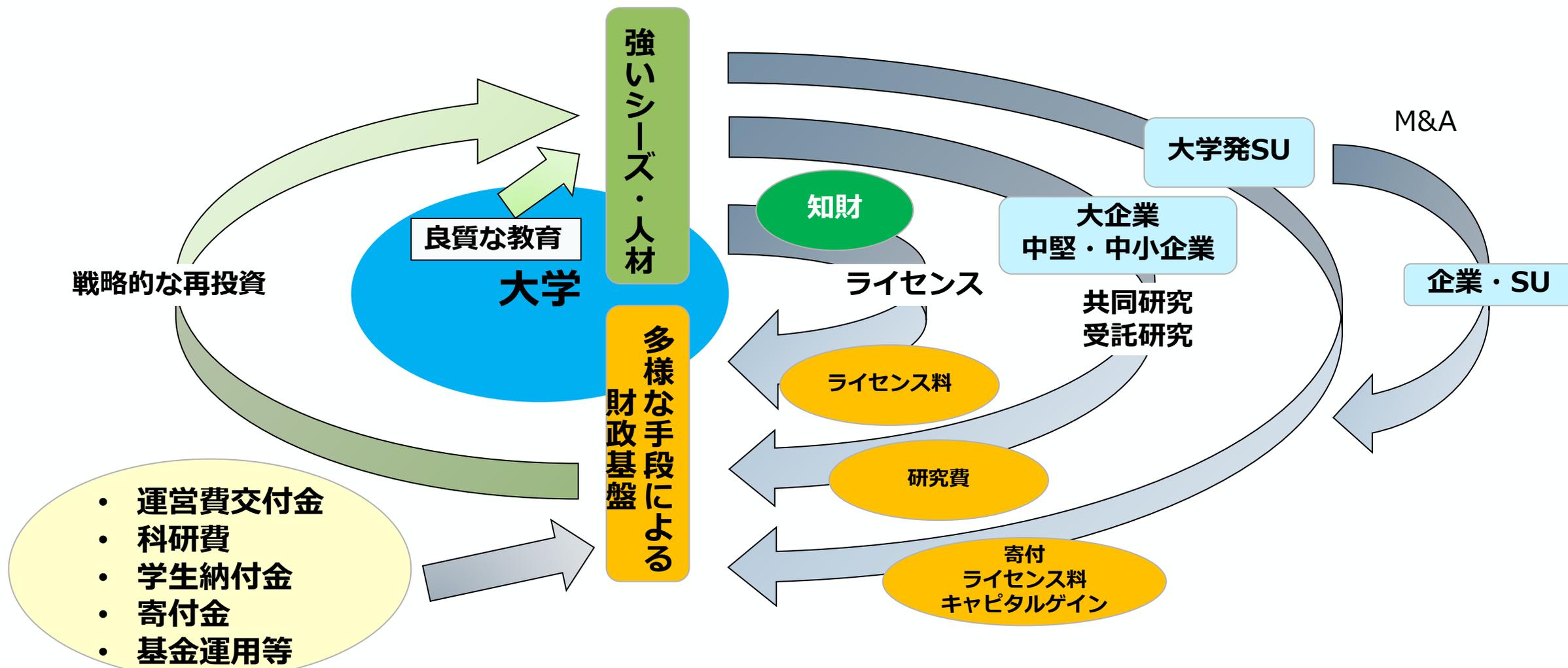
人材高度化とグローバルタレントの獲得

政府が前面に立った標準化戦略

経済安保とオープンイノベーションの両立

施策の方向性②：世界で競い成長する大学への集中支援

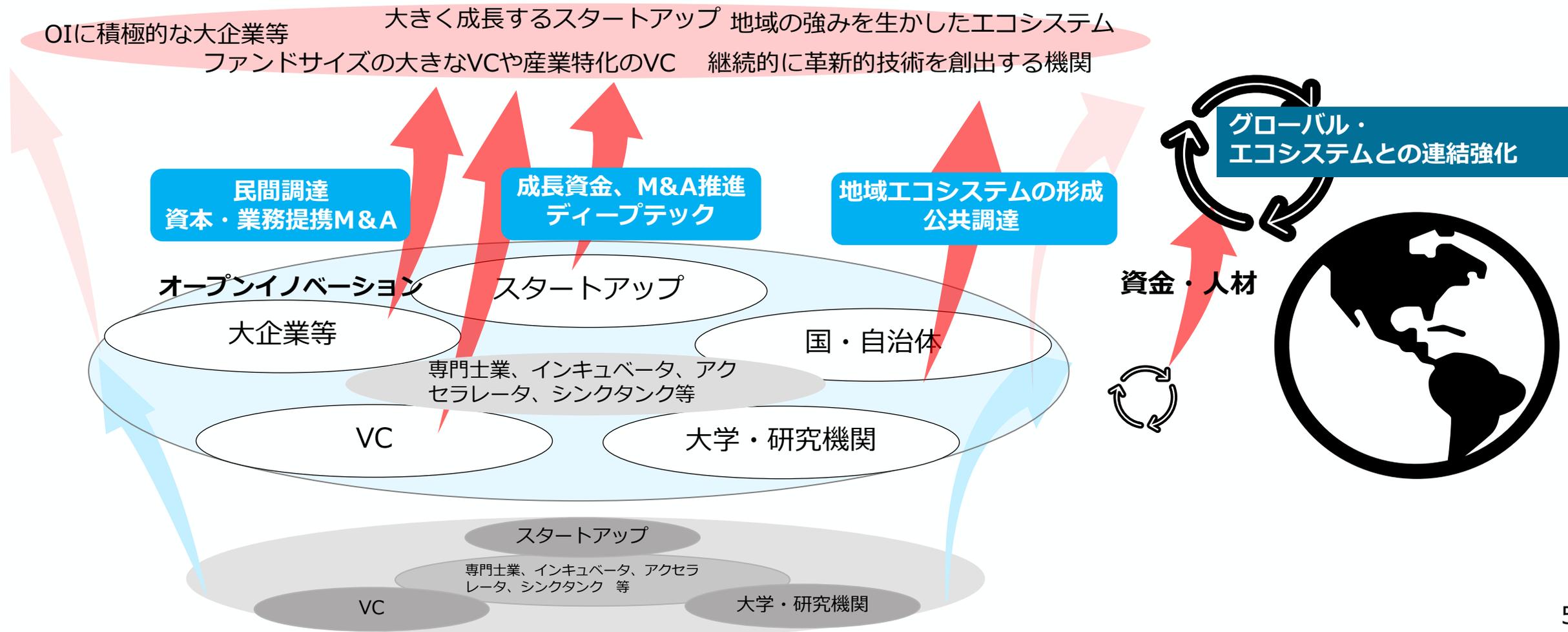
- 文科省と連携し、**産学官連携の大型化・国際化**や**スタートアップの活性化**等を通じ、大学の強いシーズや人材を、社会価値の創造に繋げ、その貢献に応じた収入を、戦略的に次の研究・教育に再投資できる柔軟な経営を目指す。
- 世界で競い成長を目指す大学としての経営を可能にするため、**柔軟な会計制度**や**大学本部の資金・裁量確保等**に向けて各大学が検討すべき事項への対応方針の提示を行う。また、**海外大学・企業との連携**も推進する。



施策の方向性③：アジア最大のスタートアップ・エコシステムの形成

- ・ エコシステムの「裾野」の拡大に加えて、「高さ」の創出と「継続」に重点化。
- ・ **成長資金の供給、M&Aの促進、グローバル・エコシステムの連結強化、ディープテックの成長、地域エコシステムの形成**により、持続的に発展するエコシステムの本格的な形成を目指す。

持続的に発展するエコシステムの本格的な形成

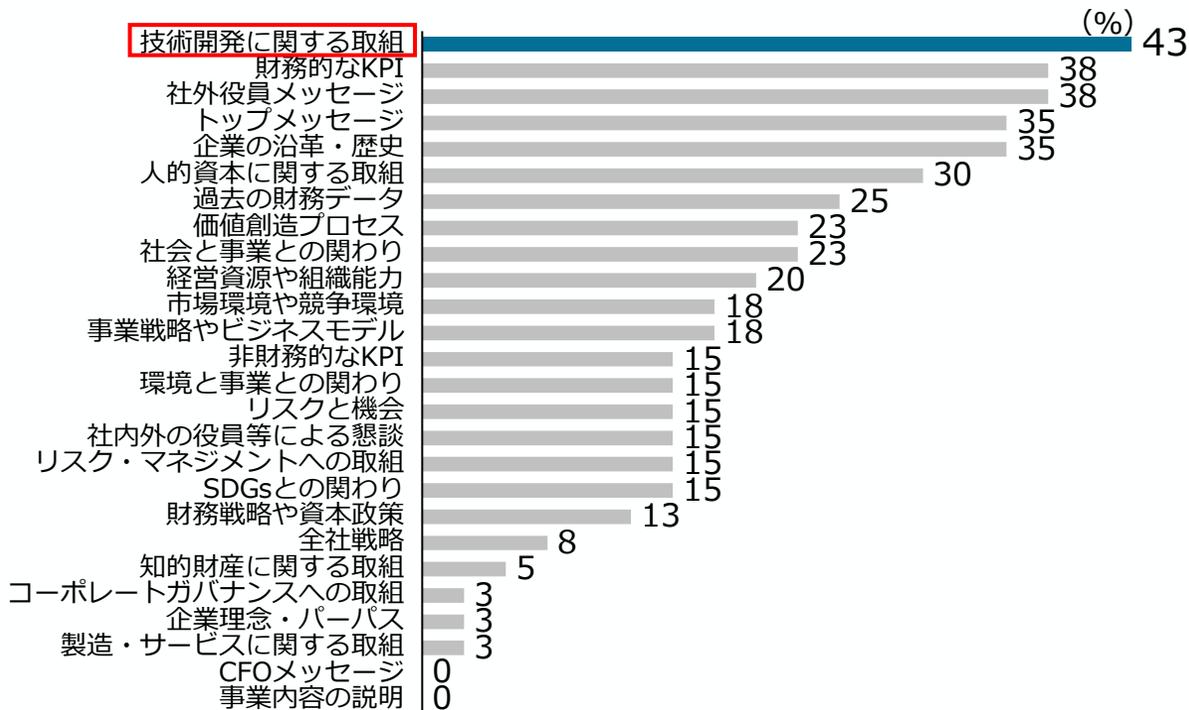


施策の方向性④：デジタル化・グローバル化・コーポレートガバナンスへの対応

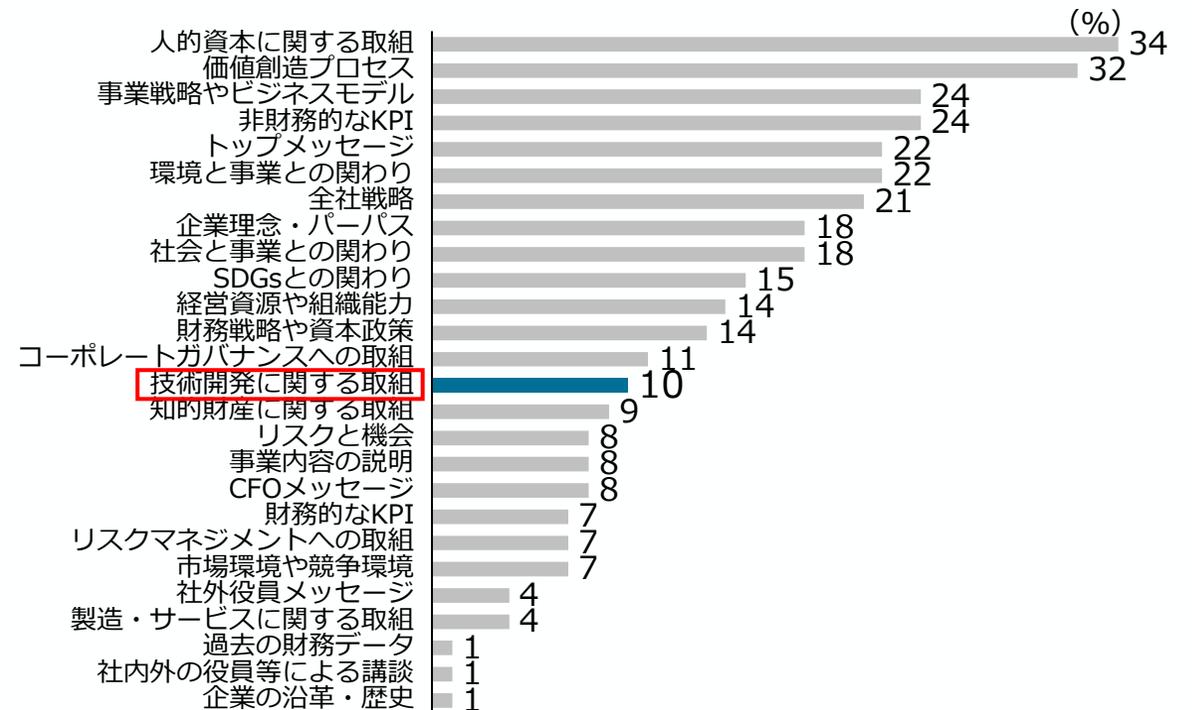
- 企業では、取締役会の監督機能の向上に加え、ファイナンス、人事、DXなどの分野でグローバル水準の経営執行能力が求められるとともに、適切に企業の**価値創造ストーリー**を資本市場に伝えることが必要
- 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すために、**コーポレートガバナンス・コード**や**スチュワードシップ・コード**の実質化に向けた**社会システムの構築**について改めて検討を行う

- 投資家目線では統合報告書に「技術開発に関する取組」を強く望む一方で、企業目線では同項目の優先度が劣後

投資家が今後充実を期待する統合報告書項目



企業が将来統合報告書作成で注力したい項目



※40名の投資家、100社の企業に対して複数選択式でアンケートを実施し2023年4月時点の結果を集計
 (出典) 商事法務「企業と株主とのコーポレートガバナンスにおける争点」を基に作成

目次

1. 研究開発税制の概要
2. 研究開発税制の適用実態と民間部門の研究開発投資の状況
3. 研究開発税制を取り巻く最近の主な指摘・議論
4. 研究開発税制の効果（EBPMに向けた現状整理）
5. イノベーション政策を巡る現状と課題（イノベーション小委員会の中間取りまとめより整理）
- 6. イノベーション小委員会の中間取りまとめの記述と
本研究会の論点（案）**

本研究会の研究開発税制に係る主な論点（案）

イノベーション小委員会取りまとめの施策の方向性と 研究開発税制の論点（案）

施策の方向性①：戦略技術領域の一気通貫支援

論点 1：戦略分野を巡る論点（案）

論点 2：中堅企業を巡る論点（案）

論点 3：中長期的な研究開発投資促進を巡る論点（案）

施策の方向性②：世界で競い成長する大学への集中支援

論点 4：大学等の拠点化を巡る論点（案）

論点 5：高度な研究開発人材の活用を巡る論点（案）

施策の方向性③：アジア最大のスタートアップ・エコシステムの形成

施策の方向性④：デジタル化・グローバル化・コーポレートガバナンスへの対応

その他 論点 6：研究開発税制の効果検証（EBPM）を巡る論点（案）

論点1：戦略分野を巡る論点（案）

イノベ小委中間取りまとめ（令和7年4月17日）（抄）

2 イノベーションを巡る我が国の現状と課題 ② 我が国の研究開発インセンティブの現状と課題

（略）各国が重点分野への集中支援を打ち出している中、我が国も戦略分野における研究開発投資を官民挙げて促進し、国際的な競争に対抗していく必要がある。また、高付加価値無形資産投資の強化を促す仕組みの構築、イノベーション拠点として選ばれるために国際的に競争力のあるインセンティブ措置、スタートアップのM&Aを含めたオープンイノベーションの加速や、産業界と大学・国研等との大型連携、高度な研究開発人材の活用を促進するような措置も必要であり、**予算措置と税制措置の仕組みの効果や特性の違いを踏まえつつ、双方を適切に組み合わせ、取り組みを進めることが重要**である。（略）

3 政策の方向性と具体的施策（1）戦略技術領域の特定と一气通貫支援

「科学とビジネスの近接化」による必要投資の大規模化・スピード化に対応するためには研究開発、ビジネス化等に関する政策を個別に講じるのではなく、有機的に連動させていくことが不可欠となる。そこで、**我が国にとって戦略的に重要な技術領域を特定**し、人材育成から研究開発、拠点形成、設備投資、スタートアップ支援、ルール形成等の政策を総動員して**一气通貫で支援する体系を構築**し、民間の投資を呼び込んでいく。このため、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI）や内閣官房国家安全保障局（NSS）等と連携しつつ、戦略技術領域及びその一气通貫の支援策のあり方について検討する。その際、産業界等のステークホルダーから意見を聴取するとともに、**経済成長、戦略的自律性、不可欠性などの経済安全保障の観点、技術の革新性、日本の優位性**（学術的・産業的な強み）、**社会課題解決、デジタル赤字を含む国際収支・貿易構造**等の観点から検討を行う。

<具体的施策>

- ✓ 量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等）

論点（案）

- **戦略的に重要な技術に一气通貫で支援**する上で、**研究開発税制はどのようなメリハリあるインセンティブ措置**を講じるべきか。例えば、研究開発税制の一般型は、研究開発の維持・拡大のための重要な措置であるが、一般型や特別試験研究費のオープンイノベーション型とは別に、新類型「戦略技術領域型」（仮称）を創設し、インセンティブを強化してはどうか。
- 戦略技術領域については、CSTIやNSS等と連携しつつ、経済成長、戦略的自律性、不可欠性などの経済安全保障の観点、技術の革新性、日本の優位性（学術的・産業的な強み）、社会課題解決、デジタル赤字を含む国際収支・貿易構造等の観点から検討を行うこととしているが、研究開発税制において戦略技術への優遇を強化する場合、他に考慮すべき観点はあるか。

論点2：中堅企業を巡る論点（案）

イノベ小委中間取りまとめ（令和7年4月17日）（抄）

3 政策の方向性と具体的施策 （1）戦略技術領域の特定と一気通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化

（略）国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。

<具体的施策>

- ✓ 中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化

論点（案）

- 研究開発のポテンシャルを有する中堅企業の研究開発投資を促す上で、研究開発税制において大企業と区別してインセンティブ措置を講じるべきか。それによってどのようなメリット・デメリットが考えられるか。例えば、研究開発税制の控除率を大企業以上に優遇するなど、インセンティブを強化することは有効か。

論点3：中長期的な研究開発投資促進を巡る論点（案）

イノベ小委中間取りまとめ（令和7年4月17日）（抄）

3 政策の方向性と具体的施策（1）戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化

（略）国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、**研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備**、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。

<具体的施策>

- ✓ 戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化
- ✓ 国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化

論点（案）

- **中長期目線で研究開発に係る投資環境を整備**する上で、**国際的な動向を踏まえながら、研究開発税制は我が国の法体系や執行等も踏まえてどのようなインセンティブ措置**を講じるべきか。例えば、研究開発税制を措置している諸外国の中には、繰越制度やRefundable Tax Credit（RTC）を導入している国もあるが、我が国の法制度・予算制度やこれまでの見直しの経緯、適用企業の偏在などを踏まえ、どのように考えるか。

論点4：大学等の拠点化を巡る論点（案）

イノベ小委中間取りまとめ（令和7年4月17日）（抄）

2 イノベーションを巡る我が国の現状と課題 ② 我が国の研究開発インセンティブの現状と課題

（略）高付加価値無形資産投資の強化を促す仕組みの構築、イノベーション拠点として選ばれるために国際的に競争力のあるインセンティブ措置、スタートアップのM&Aを含めたオープンイノベーションの加速や、**産業界と大学・国研等との大型連携**、高度な研究開発人材の活用を促進するような措置も必要であり、予算措置と税制措置の仕組みの効果や特性の違いを踏まえつつ、双方を適切に組み合わせ、取り組みを進めることが重要である。（略）

3 政策の方向性と具体的施策（1）戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化

（略）国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、**研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化**、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。

<具体的施策>

- ✓ 戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化

論点（案）

- **産業界から資金を得て大学等の研究力を強化**する上で、**研究開発税制はどのようなインセンティブ措置**を講じるべきか。例えば、企業が成長する大学等と戦略技術領域におけるオープンイノベーションを実施する際のインセンティブを強化してはどうか。他方、これまでオープンイノベーション型を設けてきたにもかかわらず、その適用が伸びないことについて、制度の在り方をどう考えるか。
- 企業と成長する大学等とのオープンイノベーションへのインセンティブを強化する場合、**成長する大学等における戦略技術領域に関する重要拠点の要件**として考慮すべき観点は何か。
- 企業と成長する大学等とのオープンイノベーションへのインセンティブを強化する上で、少なくとも当該部分についての手続き面での合理化を行うなど、詳細制度において考慮すべき点はあるか。

論点5：高度な研究開発人材の活用を巡る論点（案）

イノベ小委中間取りまとめ（令和7年4月17日）（抄）

2 イノベーションを巡る我が国の現状と課題 ② 我が国の研究開発インセンティブの現状と課題

（略）高付加価値無形資産投資の強化を促す仕組みの構築、イノベーション拠点として選ばれるために国際的に競争力のあるインセンティブ措置、スタートアップのM&Aを含めたオープンイノベーションの加速や、産業界と大学・国研等との大型連携、**高度な研究開発人材の活用を促進するような措置も必要**であり、予算措置と税制措置の仕組みの効果や特性の違いを踏まえつつ、双方を適切に組み合わせ、取り組みを進めることが重要である。（略）

3 政策の方向性と具体的施策（1）戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化

（略）国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や**博士を含む人材の有効活用促進**等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。（略）

3 政策の方向性と具体的施策（1）戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得

（略）トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、**産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進**、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。

<具体的施策>

- ✓ 企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）

論点（案）

- **博士を含む高度な研究開発人材の活用を促進**する上で、**研究開発税制はどのようなインセンティブ措置**を講じるべきか。例えば、既存の制度の適用状況も検証した上で、企業において博士人材等を活用した研究開発を実施した際の、税制の適用条件（「博士号取得5年未満」、「社内公募等で提案されたもの」等）は適切か。また、他に検討すべき事項はあるか。

論点 6 : 研究開発税制の効果検証 (EBPM) を巡る論点 (案)

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題」(令和5年6月30日)(抄)

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化 I. 租税の役割と基本的考え方 4. 租税制度の基本原則 (租税原則と租税特別措置等)

こうした租税原則の例外措置として、経済政策、社会政策その他の政策的理由に基づき、租税特別措置等が設けられています。

租税特別措置等は、基本的には「公平・中立・簡素」という租税原則に反しますが、特定の政策目的の実現を目指して、例外的に特定の者の税負担を軽減するものです。政策手段として税制を用いることが妥当なのか、本当に目的に合う効果的かつ効率的なものであるのか、目的が達成されれば、あるいは効果(アウトカム)が現れなければ、速やかに廃止されているかといった観点から**「不断の点検を行うことを制度の中に組み込む(ビルトインする)必要がある」**。その際、**EBPM (Evidence-based Policy Making; 証拠に基づく政策立案)の考えに基づき、客観的なデータに基づく分析・検証が求められます。**

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化 III. 経済社会の構造変化 10. 経済社会の構造変化への対応 (経済社会の構造変化を踏まえた「あるべき税制」の構築)

法人課税については、企業活動が我が国経済において大きな比重を占める中で、個人所得課税、消費課税とともに基幹税として、政府の安定的な財源としての役割を果たすことが求められています。これまで「成長志向の法人税改革」等、社会情勢にあわせた対応を行ってきましたが、期待された成果につながるものであったのか、今後、客観的・実証的な検証が求められます。なお、法人実効税率の国際的な引下げ競争は、世界的な最低税率導入の合意を受けて、一定の歯止めがかかったものとなっています。また、**「公平・中立といった租税原則の例外である租税特別措置等については、その必要性・有効性について、EBPMの観点も踏まえた不断の効果検証を行い、真に必要なものに限定する必要があります。」**

第2部 個別税目の現状と課題 IV. 法人課税 1. 法人税 (4) 法人税制における今後の課題 ③ 租税特別措置 (租税特別措置の効果検証とそれに基づく見直し)

措置された租税特別措置に関しては、**「EBPMによる適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、制度のあり方を不断に見直す必要があります。その際、当該措置が存在するために企業が特定の行動に踏み切ったと言える、いわゆる政策インセンティブ効果を従来にも増して厳格に立証する必要があり、政策インセンティブが機能していない措置については、廃止・縮減すべきです。」**このためには、検証のために必要なデータセットについて、政策税制の適用を受ける納税者の負担にも配慮しつつ充実に努める必要があります。

論点 (案)

- 令和8年度税制改正要望に際し、研究開発税制の各措置の**「政策インセンティブが機能しているかどうかを確認し在るべき姿を検討するには、どのようなデータを使った、どのような分析が必要か。」**また、今後の評価のために、制度変更の前後で取るべきものも含め、どのようなデータを用意し、どのような分析が必要か。さらに、この分析はいつ頃実施することが適切か。